

官報

昭和四十八年四月十三日

第七十一回 衆議院會議録 第二十六号

昭和四十八年四月十三日(金曜日)

議事日程 第二十二号

昭和四十八年四月十三日

午後一時開議

- 第一 石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

- 一 国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明
- 二 国務大臣の演説(農業基本法に基づく昭和四十七年度年次報告及び昭和四十八年度農業施策について)

○本日の会議に付した案件

日本銀行政策委員会委員任命につき同意を求めるの件

日程第一 石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

昭和四十八年四月十三日 衆議院會議録第二十六号

日本銀行政策委員会委員任命につき同意を求めるの件

石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案

六八九

午後一時五分開議

○議長(中村梅吉君) これより会議を開きます。

日本銀行政策委員会委員任命につき同意を求めるの件

○議長(中村梅吉君) おはかりいたします。

内閣から、日本銀行政策委員会委員に武田満作君を任命したので、本院の同意を得たいとの申し出があります。右申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(中村梅吉君) 起立多数。よって、同意を与えるに決しました。

日程第一 石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(中村梅吉君) 日程第一、石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

昭和四十八年二月二十日

内閣総理大臣 田中 角榮

石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律

(石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正)

第一条 石炭鉱業合理化臨時措置法(昭和三十年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一節 総則(第七條―第十三條)」を「第一節 総則(第七條―第十三條)」「第一節の二 管理委員会(第十三條の二―第十三條の十)」に改める。

第三条第二項第一号中「昭和四十八年度」を「昭和五十一年度」に改め、同項第四号の二中「又は石炭鉱山整理特別交付金を削る。」

第三章第一節の次に次の一節を加える。

第一節の二 管理委員会

(設置)

第十三條の二 事業団に、管理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(権限)

第十三條の三 次の事項は、委員会の議決を経なければならない。

一 収支予算及び決算

二 事業計画

三 第二十七條第二項の交付計画、貸付計画、貸付譲渡計画及び保証計画

(組織)

第十三條の四 委員会は、委員四名及び事業団の理事長をもつて組織する。

2 委員会に委員長一人を置き、委員及び理事長のうちから、その互選により選任する。

3 委員長は、委員会の会務を総理する。

4 委員会は、あらかじめ、委員及び理事長のうちから、委員長に事故がある場合にその職務を代理する者を定めて置かなければならない。

(委員の任命及び任期)

第十三條の五 委員は、石炭鉱業に関しすぐれた識見を有する者のうちから、通商産業大臣が任命する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることが出来る。

(委員の欠格条項)

第十三條の六 次の各号の一に該当する者は、

昭和四十八年四月十三日 衆議院會議録第二十六号

石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案

六九〇

委員となることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた後、三年を経過しない者

二 政府職員(審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者であつて非常勤のものを除く。)

三 事業団の役員又は職員

(委員の解任)

第十三条の七 通商産業大臣は、委員が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

2 通商産業大臣は、委員が心身の故障のため職務を遂行することができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

(委員の秘密保持義務)

第十三条の八 委員又は委員の職にあつた者は、その職務に關して知得した秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(議決の方法)

第十三条の九 委員会は、委員長又は第十三条の四第四項に規定する委員長を代理する者のほか、委員及び理事長のうち二人以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 委員会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。

(委員の地位)

第十三条の十 委員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第二十一条を次のように改める。

第二十一条 削除

第二十四条を次のように改める。

(役員等の秘密保持義務及び地位)

第二十四条 第十三条の八及び第十三条の十の規定は、事業団の役員及び職員について準用する。

第二十五条第一項第五号中「若しくは石炭鉱山整理特別交付金」を削る。

第二十五条第一項第七号の次に次の二号を加える。

七の二 採掘権者に対する坑内骨格構造整備拡充補助金の交付

七の三 採掘権者又は租鉱権者に対する石炭鉱業安定補助金の交付

第二十五条第一項第八号中「石炭坑の近代化」を「石炭坑の近代化等」に改め、同項第九号の三中「貸付け」の下に「及び譲渡」を加え、同項第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 石炭鉱業の経営の改善に必要な資金の貸付け

第二十六条第二項第四号を削り、第五号を第四号とし、第五号の二を第五号とし、同項第六号中「若しくは石炭鉱山整理特別交付金」を削る。

第二十六条第二項第八号の次に次の二号を加える。

八の二 坑内骨格構造整備拡充補助金の額の算定の基準並びに交付の時期及び方法

八の三 石炭鉱業安定補助金の額の算定の基準並びに交付の時期及び方法

第二十六条第二項第九号の三中「貸付け」の下に「及び譲渡」を加え、同項第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 前条第一項第十一号の二に規定する資金の貸付けをすることができる場合並びに当該資金に係る貸付けの利率、償還期間並びに貸付け及び償還の方法

第二十七条第二項中「係る」の下に「坑内骨格構造整備拡充補助金及び石炭鉱業安定補助金の交付計画」を加え、「開発資金及び近代化機

械の貸付け計画」及び「開発資金の貸付け計画、近代化機械の貸付け計画」に、「保証の計画」を「保証計画」に改め、「同項第十一号に規定する資金」の下に「及び同項第十一号の二に規定する資金」を加え、同条第三項中「前項の」の下に「交付計画」を加え、「及び債務の保証の計画」を「貸付譲渡計画及び保証計画」に改める。

第三十五条中「租鉱権者に対し、」の下に「政令で定めるところにより算定した金額の」を加える。

第三十五条の三第一項中「額(以下「交付金額」という。)に政令で定める割合を乗じて得た」を「うちから、政令で定めるところにより算定した」に改め、同条第二項中「交付金額に」を削り、「割合を乗じて得た」を「ところにより算定した」に改める。

第三十五条の四「当該廃止事業者に係る交付金額に」を削り、「割合を乗じて得た」を「ところにより算定した」に改める。

第三十五条の五中「交付金額に」を削り、「割合を乗じて得た」を「ところにより算定した」に改める。

第三十五条の十一第一項中「若しくは特別交付金」を削る。

第三十六条の二の次に次の二条を加える。

第三十六条の二の二 坑内骨格構造整備拡充補助金の交付は、採掘権者であつて通商産業省令で定める基準に該当するものに対し、当該採掘権者が行なう坑道の掘き又は拡大の工事であつて通商産業省令で定める基準に該当するものに必要な経費について行なうものとする。

(石炭鉱業安定補助金の交付)

第三十六条の三 石炭鉱業安定補助金の交付は、採掘権者又は租鉱権者であつて通商産業省令で定める基準に該当するものに対し、当該採掘権者又は租鉱権者が掘採した石炭の

数量に応じて行なうものとする。

第三十六条の三第二項中「必要な設備であつて」を「必要な設備(以下この項において「近代化設備」という。)又は鉱山労働者の用に供することとを主たる目的とする住宅その他の福利厚生施設(附帯施設及び附属設備を含む。以下この項において「福利厚生施設」という。)であつて、」に、「その設備」を「近代化設備に係る資金の貸付けにあつては、その近代化設備に改め、」に「」の下に「福利厚生施設に係る資金の貸付けにあつては、その福利厚生施設に係る石炭鉱山の石炭坑において採掘しようとする石炭の鉱量、生産能力及び生産費が通商産業省令で定める基準に適合する場合に限り」を加える。

第三十六条の十二の見出し中「の相手方」を「及び譲渡」に改め、同条中「貸付け」の下に「及び譲渡」を加え、同条に次の一項を加える。

2 近代化機械の譲渡は、事業団が貸付けを行なつた機械に限り、行なうものとする。

第三十六条の十九第三項中「第二十四条」を「第十三条の十」に改める。

第三十六条の二十二を次のように改める。

(経営改善資金の貸付け)

第三十六条の二十二 第二十五条第一項第十一号の二に規定する資金の貸付けは、採掘権者又は租鉱権者であつて通商産業省令で定める基準に該当するものに対し、当該採掘権者又は租鉱権者が支払うべき資金、資材費その他通商産業省令で定める費用の支払に必要な資金(当該採掘権者又は租鉱権者の事業を整備するために必要な資金であつて第三十六条の十三第一号に掲げるもの並びに石炭鉱害賠償等臨時措置法(昭和三十八年法律第九十七号)第三十条第一項第二号及び第三号に規定する資金を除く。)について、その貸付けを行なうことが当該採掘権者又は租鉱権者の事業の経営を改善するために特に必要と認められる場合に限り、行なうものとする。

昭和四十八年四月十三日 衆議院會議録第二十六号 石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案

附則第十二項中「昭和四十七年度」を「その借入れをした年度」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定 昭和四十八年四月一日

二 第一条の規定中石炭鉱業合理化臨時措置法第二十五条第一項第七号の次に二号を加える改正規定、同法第二十六条第二項第八号の次に二号を加える改正規定、同法第二十七条第二項及び第三項の改正規定中「係る」の下に「坑内骨格構造整備補充補助金及び石炭鉱業安定補助金の交付計画」を加える部分及び「前項」の下に「交付計画」を加える部分、同法第三十六条の二の次に二条を加える改正規定、同法第五十三条の二第三号の改正規定中「第三十五条の十一第一項」の下に「第三十六條の二の二、第三十六條の二の三」を加える部分並びに同法附則第二条の二の次に一条を加える改正規定、第二条の規定（石炭鉱業再建整備臨時措置法第十八条の改正規定を除く。）並びに次項、附則第六項及び附則第七項の規定 公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日

(経過措置)

2 石炭鉱業合理化事業団が最初に作成する坑内骨格構造整備補充補助金及び石炭鉱業安定補助金の交付計画については、第一条の規定による改正後の石炭鉱業合理化臨時措置法第二十七条

第二項中「事業年度の毎四半期開始前」とあるのは、「石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第 号）附則第一項第二号の政令で定める日後遅滞なく」とする。

3 石炭鉱業合理化事業団が最初に作成する近代化機械の貸付譲渡計画及び第一条の規定による改正後の石炭鉱業合理化臨時措置法第二十五条第一項第十一号の二に規定する資金の貸付計画については、第一条の規定による改正後の同法第二十七条第二項中「事業年度の毎四半期開始前」とあるのは、「石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第 号）の施行後遅滞なく」とする。

4 この法律の施行前にされた交付の申請に係る石炭鉱山整理促進交付金については、なお従前の例による。

5 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

6 石炭鉱業経理規制臨時措置法の一部改正等（石炭鉱業経理規制臨時措置法（昭和三十八年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。）

第二条第二項第一号を次のように改める。
一 前一年以内において石炭鉱業合理化事業団から石炭鉱業安定補助金の交付を受けたことがあること。

7 昭和四十九年一月一日を基準日とする前項の規定による改正後の石炭鉱業経理規制臨時措置法第二条第二項の規定による指定又は指定の取消しについては、同項第一号中「前一年以内において」とあるのは、「前一年以内において、

石炭及び石油対策特別会計法（昭和四十二年法律第十二号）第三条第二項第三号の石炭鉱業の経営経理の改善若しくは安定を図るための補助金として交付される石炭鉱業安定補助金の交付を受け、又は」とする。

理 由

石炭鉱業の現状にかんがみ、石炭対策の一層の推進を図るため、石炭鉱業合理化基本計画の目標年度を昭和五十一年度に変更し、石炭鉱業合理化事業団について経営改善資金の貸付け等の業務の追加、管理委員会の設置等を行ない、及び石炭鉱業を営む会社に対する再建交付金の交付制度の拡充等を行なうとともに、これらの施策の実施に伴い、石炭及び石油対策特別会計が昭和四十五年度に借り入れた借入金の償還期限を一年延長する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長（中村梅吉君） 委員長の報告を求めます。
石炭対策特別委員長田代文久君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔田代文久君登壇〕

○田代文久君 ただいま議題となりました石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案につきましまして、石炭対策特別委員会における審査の結果を御報告申し上げます。

本案は、石炭鉱業の現状にかんがみ、石炭鉱業審議会の第五次答申に沿ひ、石炭対策の一そのの推進をはかりとするものでありまして、そのお

もな内容は、

第一に、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正して、石炭鉱業合理化基本計画の目標年度を、三年延長して昭和五十一年度にするともに、石炭鉱業合理化事業団に管理委員会を設置して、その収支予算、事業計画等の決定に際しては、管理委員会の議決を要することとし、あわせて、従来、国が直接行なっていた助成業務を、事業団に一元的に行なわせるための措置を講ずることなどでありま。

第二は、石炭鉱業再建整備臨時措置法の一部を改正して、現に再建交付金の交付を受けておる会社が、本年五月一日現在の借り入れ残高について、その償還期間を五年六カ月に短縮することができ、措置を講ずるとともに、新たに、四十七年六月三十日以前に金融機関から借り入れた長期借り入れ金の借り入れ残高につき、総額六百八十億円を限度とする第三次肩がわり措置を講ずること等でありま。

第三は、石炭及び石油対策特別会計法の一部を改正して、昭和四十八年度において、閉山交付金等に不足が生じた場合は、特別会計石炭勘定の負担において借り入れ金をすることができ、こととしていこと等でありま。

本案は、去る二月二十日本委員会に付託され、三月七日中曾根通商産業大臣から提案理由の説明を聴取し、以来、参考人から意見を聴取する等、慎重に審議を重ねてまいりましたが、昨十二日質

疑を終了いたしましたところ、自由民主党から、石炭及び石油対策特別会計法の一部改正の規定の施行期日を「公布の日」に改める修正案が提出され、修正案並びに修正部分を除く原案について採決の結果、本案は多数をもって修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党の四党共同提出による、二千万トン以上の出炭規模の維持と需要の確保、経営改善資金の弾力的運用、安定補給金の単価引き上げ等を内容とする附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参照〕

石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案に対する修正案(委員会修正)
石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一項第一号中「昭和四十八年四月一日」を「公布の日」に改める。

○議長(中村梅吉君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

昭和四十八年四月十三日 衆議院会議録第二十六号

○議長(中村梅吉君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

日程第二 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(中村梅吉君) 日程第二、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

昭和四十八年二月十三日

内閣総理大臣 田中 角榮

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律
(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正)

第一条 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第七条第八項を同条第十項とし、同条第七項中「政令で定める勤務を除く。第二十三条第二項第四号及び第三十四条第四項において同じ。」を削り、同項を同条第九項とし、同項の

前に次の一項を加える。

8 準軍属であつた者が昭和十二年七月七日から昭和十六年十二月七日までの間における準軍属としての勤務(政令で定める勤務を除く。次項、第二十三条第二項第四号及び第三十四条第四項において同じ。)に關連して負傷し、又は疾病にかかり、昭和四十八年十月一日(昭和二十年九月二日以後引き続き海外にあつて、昭和四十八年十月一日後帰還する者については、その帰還の日)において、当該負傷又は疾病(公務上の負傷又は疾病を除く。)により第一項に規定する程度の不具廃疾の状態にある場合においては、その者にその不具廃疾の程度に応じて障害年金を支給する。

第七条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、同条第四項中「改正前の恩給法第二十二

一条に規定する軍人及び準軍人を除く。」を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 軍人軍属(改正前の恩給法第二十一条に規定する軍人及び準軍人を除く。次項において同じ。)であつた者が昭和十二年七月七日から昭和十六年十二月七日までの間に前項に規定する地域における在職期間内において同項に規定する負傷又は疾病により、昭和四十八年十月一日(同日後復員する者については、その復員の日)において、第一項に規定する程度の不具廃疾の状態にある場合においては、その者にその不具廃疾の程度に応じて障害年金を支給する。第八条第一項中「軍人軍属であつた者に支給する」を削り、同項の表を次のように改める。

不具廃疾の程度	年	金	額
特別項症	第一項症の年金額に八九八、一〇〇円以内の額を加えた額		
第一項症		一、二八三、〇〇〇円	
第二項症		一、〇三九、〇〇〇円	
第三項症		八三四、〇〇〇円	
第四項症		六二九、〇〇〇円	
第五項症		四八八、〇〇〇円	

石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

昭和四十八年四月十三日 衆議院會議録第二十六号 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

六九四

第六項症	三七二、〇〇〇円
第一款症	三四六、〇〇〇円
第二款症	三二一、〇〇〇円
第三款症	二四四、〇〇〇円
第四款症	一九二、〇〇〇円
第五款症	一六七、〇〇〇円

不具廃疾の程度	金 額
第一款症	一、三六四、〇〇〇円
第二款症	一、一三一、〇〇〇円
第三款症	九七一、〇〇〇円
第四款症	七九八、〇〇〇円
第五款症	六四〇、〇〇〇円

第八條第二項中「二万四五百円を二万八千八百円に」、「人のときは七千二百円を二人までのときは一人につき九千六百円に」、「二人以上を三人以上を」、「七千二百円を一万九千二百円に」、「一人を二人を」を改め、同條第三項中「二万四五百円を二万八千八百円に改め、同條第六項中「三万六千円を七万二千円に改め、同條第七項及び第八項を削り、同條第九項中「軍人軍属であつた者に支給する」を削り、同項の表を次のように改め、同項を同條第七項とする。

第八條第十項を削る。

第八條の二第一項中「又は第四項を」から第五項まで、第八項又は第九項に改め、同條第三項及び第四項を削り、同條第五項中「第九項又は第十項を」第七項に、「若しくは第四項又は第七項を」から第五項まで、第八項又は第九

項に改め、同項を同條第三項とする。

第八條の三第三項中「第八項を」第十項に改め、同條第四項中「若しくは第七項及び若しくは第三項」を削り、同條第五項後段及び各号を削る。

第十一條第二号中「第四項を」第五項に改

め、「昭和四十七年九月三十日」の下に、「同條第四項に規定する軍人軍属であつた者にあつては昭和四十八年九月三十日」を加え、同條第三号中「第七項を」第九項に、「昭和四十六年九月三十日」を「昭和四十六年九月三十日、同條第八項に規定する準軍属であつた者にあつては昭和四十八年九月三十日」に改める。

第十三條第一項第二号中「第五号を」第六項に改め、同項第三号中「第四項又は第七号を」第五項又は第九項に改め、同項第五号中「第六項を」第七項に改め、同項を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 第七條第四項又は第八項の規定により支給する障害年金 昭和四十八年十月（同月一日後復員する者に支給するものについて）は、その復員の日の属する月の翌月とし、昭和二十年九月二日以後引き続き海外にあつて、昭和四十八年十月一日後帰還する者に支給するものについては、その帰還の日の属する月の翌月）

第二十三條第一項第四号中「改正前の恩給法第二十一條に規定する軍人若しくは準軍人又はこれらの者」を「軍人軍属又は軍人軍属」に改め、同項第五号中「第四項を」第五項に改め、同條第二項第四号中「昭和十六年十二月八日」を「昭和十二年七月七日」に改める。

第二十六條第一項中「遺族年金の額」の下に「及び遺族給与金の年額」を加え、「七千円」を「九千六百円」に改め、同項第一号中「二十四万円」を「二十九万六千六百円」に改め、同條第二項を削り、同條第三項中「前二項を、前項」に改め、同條中同項を第二項とし、第四項から第六項までを一項ずつ繰り上げる。

第三十二條第三項中「遺族年金の額」の下に「又は遺族給与金の年額」を加え、同項第一号中「遺族年金」の下に「又は遺族給与金」を、「第一号」の下に「又は第二項第一号」を加え、「七千円」を「九千六百円」に改め、同項第二号中「遺族

年金」の下に「又は遺族給与金」を、「第五号まで」の下に「又は第二項第二号から第四号まで」を加え、「五千二百五十円」を「七千二百円」に改め、同項第三号中「遺族年金」の下に「又は遺族給与金」を加え、「又は第三号を」若しくは第三号又は第二項第二号若しくは第三号に、「五千二百五十円」を「七千二百円」に改め、同條第四項を削る。

第四十九條の二中「第四項若しくは第七項を」第五項若しくは第八項に改める。

（未帰還者留守家族等援護法の一部改正）
第二條 未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第八條中「二万円」を「二万四千六百七十円」に、「二万六千四百円」を「二万五千四百七十円」とし、三人ある場合においては「二万六千二百七十円」とに、「三人以上を」四人以上とに、「二万六千四百円」を「二万六千二百七十円」に、「二人を」三人をに改める。

（戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の一部改正）
第三條 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

附則第十八項中「七千円」を「九千六百円」に、「二万四千円」を「二万八千八百円」に改める。

（戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正）
第四條 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第三條中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 戦没者等の妻であつて、前項の特別給付金を受ける権利を取得した日から十年を経過した日において次の各号に掲げる給付を受ける権利を有するものには、特別給付金を支給す

る。

一 前条各号に掲げる給付

二 遺族援護法第二十三條第一項第四号又は第五号に掲げる遺族に支給される同法による遺族年金

三 遺族援護法第二十三條第二項第四号に掲げる遺族に支給される同法による遺族給付金

四 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法第七條の三の規定により国家公務員共済組合連合会が支給する年金たる給付のうち、公務による死亡を支給事由とするもの

五 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第二十七号)附則第五條第一項の規定により支給される遺族年金

六 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第五十一号)附則第七條第一項の規定により支給される遺族年金

第四條第一項中「二十万円とし、」を「前條第一項の特別給付金にあつては二十万円とし、同條第二項の特別給付金にあつては六十万円とし、それぞれ」に改める。

附則第二項中「昭和三十八年五月一日」を「第三條第一項の特別給付金に係るものにあつては昭和三十八年五月一日とし、同條第二項の特別給付金に係るものにあつては当該特別給付金を受ける権利を取得する日の属する月の翌月の初日」に改める。

附則に次の四項を加える。

8 昭和三十八年三月三十一日以前に死亡した者の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)として、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和四十七年法律第三十九号)による遺族援護法第二條第三項第六号若

しくは第四條第四項第二号の規定の改正により同法第二十三條第二項に規定する遺族給付金(同項第一号に掲げる遺族に支給されるものに限り)を受ける権利を有するに至つた者又は戦傷病者戦没者遺族等援護法施行令等の一部を改正する政令(昭和四十七年政令第二百二十二号)による戦傷病者戦没者遺族等援護法施行令(昭和四十七年政令第四百三十三号)第一條の四第一項の規定の改正により同法第二十三條第一項に規定する遺族年金(同項第一号に掲げる遺族に支給されるものに限り)を受ける権利を有するに至つた者は、第二條に規定する戦没者等の妻とみなす。

9 昭和三十八年四月一日以後に死亡した者(昭和四十二年七月七日以前の負傷又は疾病により死亡した者を除く。)の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)であつたことにより、昭和四十八年四月一日において第三條第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者(昭和四十八年十月一日までに戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和四十一年法律第九号)による特別給付金を受ける権利を取得した者を除く。は、第二條に規定する戦没者等の妻とみなす。

10 前二項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する第四條第二項に規定する国債の発行の日、昭和四十八年十一月一日とする。

(国債の償還金の支払の特例)

11 第四條第一項に規定する国債の償還金については、当分の間、その消滅時効が完成した場合においても、その支払をすることができ。

(戦傷病者特別援護法の一部改正)

第五條 戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第二條第六項を削り、同條第七項中「昭和四十六年十二月八日」を「昭和四十二年七月七日」に、

「(戦地を除く。)における」を「(事変地及び戦地を除く。)における事変に関する勤務(政令で定める勤務を除く。又は)」に改め、同項を同條第六項とし、同條第八項中「昭和四十六年十二月八日」を「昭和四十二年七月七日」に改め、同項を同條第七項とし、同條第九項中「第七項を」第六項に改め、同項を同條第八項とする。

第十八條第二項中「五千五百円」を「六千三百円」に改める。

(戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正)

第六條 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和四十一年法律第九号)の一部を次のように改正する。

附則に次の三項を加える。

11 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和四十七年法律第三十九号)による遺族援護法第二條第三項第六号、第四條第四項第二号若しくは第七條の規定の改正又は戦傷病者戦没者遺族等援護法施行令等の一部を改正する政令(昭和四十七年政令第二百二十二号)による戦傷病者戦没者遺族等援護法施行令(昭和四十七年政令第四百三十三号)第一條の四第一項の規定の改正により障害年金又は障害一時金を受けるに至つた者は、第二條の規定の適用については、昭和三十八年四月一日において同條第一項第三号の給付を受けていた者又は受けたことがある者とみなす。

12 前項の規定により特別給付金を受ける権利を有することとなるべき者については、第三條第一項第一号、第三号及び第四号中「昭和四十二年四月一日」とあるのは、「昭和四十八年十月一日」とする。

13 前二項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する第四條第二項に規定する国債の発行の日、昭和四十八年十月一日とする。

(戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正)

第七條 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和四十二年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第三條第二項中「特別給付金」を「前項の特別給付金」に改め、同條第三項中「特別給付金」を「第一項の特別給付金」に改め、同條に次の一項を加える。

5 戦没者の父母等であつて、第一項の特別給付金を受ける権利を取得した日から五年を経過した日において次の各号のいずれかに該当し、かつ、当該特別給付金を受ける権利を取得した日から五年を経過した日の前日までの間にその者と氏を同じくする子(養子を除く。又は孫(当該死亡した者の死亡後にその者の養子となつた者の子である孫を除く。))を有するに至らなかつたものには、特別給付金を支給する。

一 次に掲げる給付を受ける権利を有する者

イ 第二條第一項各号に掲げる給付

ロ 遺族援護法第二十三條第一項第四号又は第五号に掲げる遺族に支給される同法による遺族年金

ハ 遺族援護法第二十三條第二項第四号に掲げる遺族に支給される同法による遺族給付金

ニ 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第二十七号)附則第五條第一項の規定により支給される遺族年金

ホ 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第五十一号)附則第七條第一項の規定により支給される遺族年金

二 第二條第三項第一号に掲げる者

三 遺族援護法第二十五條第一項第三号又は第五号に規定する条件に該当していない

六九六

第四條 昭和四十二年四月一日に戦没者の父母等
に對する特別給付金支給法による特別給付金を
受ける權利を取得した者に關し、この法律によ
る改正後の同法第三條第五項の規定を適用する
場合においては、同項中「五年」とあるのは、
「六年」とする。

2 昭和四十二年十月一日に戦没者の父母等に對
する特別給付金支給法による特別給付金を受け
る權利を取得した者に關し、この法律による改
正後の同法第三條第五項の規定を適用する場合

においては、同項中「五年」とあるのは、「五年六月」とする。

3 前二項に規定する者に交付する戦没者の父母等に対する特別給付金支給法第三条第五項の特別給付金に係る同法第五条第二項に規定する国債の発行の日は、この法律による改正後の同法附則第二項の規定にかかわらず、昭和四十八年五月一日とする。

理由

戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を引き上げ、日華事変中に勤務に関連する傷病により不具廃疾となつた準軍属等に障害年金を支給し、戦没者の妻及び父母等にあつたため特別給付金を支給する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(中村梅吉君) 委員長の報告を求めます。社会労働委員長田川誠一君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔田川誠一君登壇〕

○田川誠一君 ただいま議題となりました戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善をはかるため、障害年金、遺族年金等の額を引き上げるとともに、特別給付金の支給等を継続し、その範囲を拡大しようとするものであります。

改正の第一は、戦傷病者戦没者遺族等援護法の改正であります。

そのおもな内容は、障害年金、遺族年金等の額を恩給法に準じて二三・四増額するとともに、扶養親族加給等の額についても引き上げることと

し、被徴用者等を除く準軍属に係る障害年金等の額を、軍人軍属の場合と同額に引き上げること、及び日華事変中の本邦等における勤務関連傷病により障害者となつた軍属、準軍属等またはこれにより死亡した者の遺族に対して、障害年金、遺族年金等を支給することであります。

第二は、未帰還者留守家族等援護法を改正して、留守家族手当の月額を、遺族年金の増額に準じて引き上げることであります。

第三は、戦傷病者特別援護法を改正して、日華事変中の本邦等における勤務関連傷病により障害者となつた軍属、準軍属等に対して、新たに療養の給付等を行なうとともに、長期入院患者に支給する療養手当の月額を増額することであります。

第四は、各種特別給付金支給法による援護の拡充であります。

第一点は、国債の最終償還を終えた戦没者の妻及び父母等に対し、特別給付金を増額、継続支給することとし、妻については六十万円、父母等については三十万円の特別給付金をあらためて支給すること。

第二点は、昭和四十七年の遺族援護法等の改正により、遺族年金、障害年金等を受けることとなつた戦没者の妻及び父母等並びに戦傷病者等の妻に対して、新たに特別給付金を支給する等支給範囲の拡大を行なうことであります。

本案は、去る二月十三日本委員会に付託となり、昨十二日の委員会において質疑を終了いたしましたところ、施行期日についての修正案が提出され、採決の結果、本案は修正議決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参照〕

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案に対する修正案(委員会修正)

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一条の見出しを(施行期日等)に改め、同条ただし書中「及び附則第四条」を「から附則第五条まで」に、「同年四月一日を公布の日」に改め、同条に次の一項を加える。

2 この法律による改正後の戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第三条、第四条第一項及び附則第二項の規定、この法律による改正後の戦傷病者特別援護法第十八条第二項の規定、この法律による改正後の戦没者の父母等に対する特別給付金支給法第三条、第五条第一項及び附則第二項の規定並びに附則第三条及び附則第五条の規定は、昭和四十八年四月一日から適用する。

附則第四条を附則第五条とし、附則第三条の次に次の一条を加える。

(戦傷病者特別援護法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律による改正前の戦傷病者特別援護法第十八条第二項の規定に基づき昭和四十八年四月以降の分として支払われた療養手当は、この法律による改正後の戦傷病者特別援護法第十八条第二項の規定による療養手当の内払とみなす。

○議長(中村梅吉君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと認める者あり〕

○議長(中村梅吉君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり決しました。

国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(中村梅吉君) 内閣提出、国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。通商産業大臣中曽根康弘君。

(国務大臣中曽根康弘君登壇)

○国務大臣(中曽根康弘君) 国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

去る二月十四日に実施されました円の変動相場制への移行は、輸出関連の中小企業の事業活動に著しい影響を及ぼすことが憂慮されております。政府といたしましては、直ちに中小企業製品に係る輸出の円滑化をはかるために外貨預託を裏づけとする先物為替予約制度を実施しましたが、中小企業対策の重要性と緊急性にかんがみ、政府部内で所要の措置の検討を進めた結果、三月十四日、国際通貨情勢の変化に伴う緊急中小企業対策について、閣議決定を行ないました。閣議決定は、次の事項を骨子としております。

すなわち第一は、政府関係中小企業金融三機関等による長期低利の緊急融資の実施であります。融資規模二千二百億円、金利六・二％の特別融資により、輸出関連の中小企業者の経営安定をはかるものであります。

第二は、前回のドル・ショック時に実施した緊急融資の返済猶予を行なうほか、設備近代化資金、高度化資金等についても返済猶予措置を講じ、経営安定をはかるものであります。

第三は、担保力の乏しい輸出関連の中小企業者に対し、中小企業信用保険の特例措置を講じ、その信用補完をはかるものであります。

第四は、法人税及び所得税につき、今後二年間欠損金の繰り戻し制度による還付を既往三年間にさかのぼって行なうなどの税制上の特別措置であります。

第五は、中小企業の事業の転換を円滑化する措置であります。

昭和四十八年四月十三日 衆議院會議録第二十六号

政府といはしましては、これらの特別措置により、輸出関連の中小企業者が第二次ドル・ショックに耐え、事業活動に支障を生じないよう遺憾なきを期したいと考えております。

本法律案は、この閣議決定の内容中、法律的な措置を要する事項につき、立案されたものであります。その要旨は、次のとおりであります。

第一は、今般の円の変動相場制への移行を国際経済上の調整措置として規定し、これにより影響を受ける輸出関連の中小企業者を新たに認定することです。この結果、前回のドル・ショック時に認定を受けた中小企業者も新たに認定を受けることにより、再び救済措置を受けることができます。

第二は、新たに認定を受けた中小企業者について、中小企業信用保険上の特別措置を講ずることです。具体的には、通常の保険限度額のほかに、特別小口保険については八十万円、普通保険については二千五百万円のそれぞれ通常分と同額の別ワックを設け、無担保保険については通常分の一・五倍の四百五十万円の別ワックを設けることとあります。この信用補完の強化により、担保が不足している中小企業者に対して、金融の円滑化をはかることとあります。

なお、四十八年二月十四日以降、認定を受けるまでの間に、信用保証協会が輸出関連中小企業者にした保証についても、この特別措置を適及して適用することとしております。

第三は、認定を受けた中小企業者に対し、設備近代化資金の支払い猶予の特例及び事業の転換の円滑化のための措置を講ずることとあります。

第四は、租税特別措置法の一部を改正し、新たに認定を受けた中小企業者等に対しては、今後二年間に生ずる欠損金につき繰り戻し制度による還付を、通常は一年となつておりますのを、特に既往三年間にさかのぼって認めることとしたこととあります。

第五は、新たに認定を受けた中小企業者に対し

講ずる特別措置に遺憾なきを期するため、法律の有効期間三年を五年に延長することとあります。

以上が国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨でございます。(拍手)

国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(中村梅吉君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。上坂昇君。

〔上坂昇君登壇〕
○上坂昇君 上坂昇であります。

日本社会党を代表して、ただいま提案されました国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案という、まことに長い見出しの法案について、短時間の質問を總理及び閣僚大臣に対し行なうものであります。(拍手)

わが国は、一昨年十二月、一九四九年以来実に二十二年間にわたりまして持続してまいりました一ドル三百六十円のレートを変更し、多角的通貨調整による一六・八八%の円切り上げを行なったのであります。この円ドル・ショックの困難な状況に対し、大企業は、蓄積された国際競争力と政府の積極的な政策的バックアップをてこいたしまして、下請企業や商社への負担転嫁を通じてこのショックをはね返したのであります。輸出依存度の高い中小企業は、操短、合理化、労働強化あるいは内需への転換により、かろうじてこのショックから免れ得たのであります。

本来、この時点で政府は、従来の高度経済成長政策に基づく重化学工業中心の輸出至上主義を改め、物価安定、国民生活向上、社会福祉充実を基本とする産業経済政策の転換をはかり、国際収支

の均衡を通じて、再び通貨危機を招来しないことに全力をあげるべきであつたのであります。

しかしながら、大企業との癒着の中でその政權を維持する自民党政府は、依然として財政金融面での景気拡大、大資本優先の政策を続けた結果、国際収支の黒字縮小どころか、インフレ助長、輸出指向、高度成長追求の経済構造を温存し、第一次円切り上げ以来わずか一年二月にして今回の変動相場移行となり、実質的な円の切り上げを招来したのであります。その結果は、前回のドル・ショックの比ではなく、中小輸出産業に実

大きな被害をもたらしております。特に輸出比率が高く、発展途上国の追い上げを受けている業種にありましては、産地ぐるみ倒産の不安に脅かされております。すでに今回の円変動制のもとで商談の見込みの立たないものが続出することにも、契約済みのものにつきましても、契約時と決済時の期間的ズレから生ずる為替差損によって、輸出中小企業産地や中小商社は甚大な損害をこうむり、近い将来倒産を免れない企業、産地が相当の数のにのぼるという状態に立ち至つていたのであります。

私は、ここで、政府の円対策について、基本的に二つの欠陥のあったことを指摘せざるを得ない。と同時に、政府の責任の所在を明らかにしなければならぬと思ふのであります。

本年一月二十七日の本会議における所信表明の中で、總理は、円切り上げを回避するためあらゆる努力を傾注する旨の表明をしたのであります。が、この表明にもかかわらず、政府の円対策はまさに後手後手に回り、何ら適切な措置をとらなかつたばかりか、二月十二日の予算委員会では、今回のフロートは外国からの圧力によるものと、外圧に藉口してみずからの責任を回避している態度は、これは許すことのできない問題であります。(拍手)

このような態度こそが今回の実質的な円の再切り上げを招き、中小企業に大きな変動と不安をも

たらした第一の原因であるといわねばなりません。

いま、国民は、変動相場制がいつまで続くのか、いつ固定相場制に復帰するのか、その固定制復帰の際の円の切り上げ幅はどうなるのかについて、政府が明らかにすることを要求をいたしておるのであります。この要求に対し、總理は、明確に答えなければならぬ時期にきていると私は考えるのであります。いかがでしょうか。(拍手)

去る三月三十一日の参院予算委員会におきまして、わが党の羽生議員の質問に答え、總理は、いみじくも日本列島改造論の欠陥を認め、第二列島改造論で福祉優先を取り上げたいとの発言をなされたのであります。しかし、その政策は、依然として、全国総合開発計画など、一連の大企業、大資本優先に重点が置かれており、さらに、財政主導型のインフレ予算がこれに輪をかけておりますから、根本的な円対策ができるはずはないのであります。この点を第二の問題として指摘をしなければなりません。私は、いまこそ政策の大転換をはかるべきであると思ふのであります。

すなわち、内政においては、日本列島改造論に基づく全国総合開発計画を撤回し、それらに充てられる予算及び投資資金によって、物価安定、住宅、土地問題の解決、社会保障の充実等、真に国民経済、福祉中心の政策を推進進めるとともに、日米間貿易の不均衡を正すによる国際収支均衡の政策を打ち出すべきであると考えるのであります。が、總理の決意のほどを承りたいのであります。(拍手)

大蔵大臣は、去る三月二十六日から、ワシントンで開かれたIMF二十万国委員会蔵相会議に出席をされたのであります。現在の国際通貨問題はどのような方向に進みつつあるのか、蔵相が感じ取られた点をお聞かせいただきたいのであります。

御承知のとおり、ドルの交換性はすでに停止されてお

一〇〇切下げにより、ドルに対する信託は著しく低下しておりますが、日本としては、依然として基軸通貨の中心にドルを置き、ドルの交換性、威信の回復のため、協力を惜しまないという態度で蔵相會議に臨まれたのか、それとも、ドルにかわる何らかの別な国際通貨体制を考えての立場をとられてきたのか、お伺いをいたしたいところであります。

今回の円のフロートは外圧によると総理は言われているのでありますが、強くなった円に対する国際的な評価はどのようなものになっているかというところ、このこととあわせて、円切り上げによる中小企業の為替差損をなくしていくために、今後の決済方法を円建てで行なうようにすることが大切ではないかと考えるのでありますが、この方向に対する大蔵大臣のお考えと、これに対する各国の思惑は一体どういふふうになっているか、お尋ねしたいところであります。

次に、一昨日の報道で、ニクソン大統領は、いよいよ米國議會に対し、新通商法案を提出し、黒字国に対するセバガード、輸入課徴金など、國際收支改善についての大統領権限を大幅に強める政策を打ち出したのでありますが、これは、今年九月のナイロビ蔵相會議のあとに開催を予定されている新國際ラウンドの時期を目安として、通商面だけではなく、ドルの安定をはかる意図を持つものと推測されるのでありますけれども、このことに對し、政府はどのような見通しを持っておられるか、お伺いしたいのであります。

このことは、変動性の継続の期間と、景気過熱抑制の最近の金融引き締めが効果をあらわすであろう時期との関連において、わが國貿易業界に及ぼす影響がきわめて大きいと考えられますので、この点については、大蔵大臣及び通産大臣から御答弁をいただきたいというふうに思います。

通産大臣に質問をいたしますが、わが國の輸出政策の目標は、昭和三十年以来、重化学工業を中核とする輸出構造の急速な確立に置かれてまいり

ました。そして、そのための輸出関連下請企業の育成と、アメリカ中心の輸出産業育成としての中小企業対策がとられてきたといえると思はれるのであります。

したがって、わが國の輸出中小企業は、金融、税制、労働条件等の各般にわたり、いわゆる二重構造下に置かれてまいりましたから、インフレ助長政策下における原料、資材、労働賃金、その他経費の高騰の中で、製品の販売価格を引き下げることによって輸出市場における競争にうちあつたことはまことに至難でありまして、変動相場制や円の切り上げのあらしの前には、その存在が根本からくつがえされる危険性を中小企業は持っていると思うのであります。

こうした点から、一昨年暮れの円切り上げの際に、輸出中小企業産地の深刻な混乱が心配され、わが党は、産地の実態調査を行ない、その対策樹立の緊急性を強く政府に要求してきたところでありましたが、このドル対策法の実施により急場をしのぎ得た効果は、それなりにあったと思うのであります。しかし、この施策の実効はあつたにしても、企業それ自身が操縦、合理化、人員整理、経営の多角化あるいは設備転換など、大きな犠牲のもとに急場を克服してきたその努力を見のがしてはならないのであります。そして客観的には、景気の上向期と金融緩和期にあい、ようやく谷底からはい上がってきたのが輸出中小企業の実態であります。

そのやさき、変動相場制に移行し、一年そこそこで対ドル百円の切り上げとなつた今日、その深刻さは、まさにはなはだしいものがあるといえるのであります。これらに対する緊急適切な措置が要請されているという認識の上に立つて、具体的な質問をいたしたいと思ふのであります。

このドル対策法による措置は、つまるところ緊急対策でありまして、中小輸出産業の問題を根本的に解決するものでないことを指摘せざるを得ないのであります。

これが根本的な解決は、先ほど総理にただしました内政転換にあることはもちろんであります。が、現実には、中小企業がその経営を成り立たせるために必要なことは、環境整備と、変化する輸出市場への新しい対応であると私は思うのであります。

具体的に、中小企業が公正に競争する環境にあるかといへば、実情は必ずしもそうではありませぬ。独禁法、下請代金支払遅延防止法などがあるにいたしましても、大企業が中小企業分野へ不当に進出し、あるいは巨大企業の独占、寡占価格によるところの価格支配、下請単価の切り下げ、手形の長期払いなどが幅をきかしている実情に、根本的なメスを入れる必要があると思はれます。市場や消費者嗜好にマッチした、新しい製品の開拓などに対する適切な指導が要請されると思ふのであります。これらについての通産大臣の見解を明らかにされたいのであります。

さらに、今日一般に中小企業経営にとってネックとされているところは、一つは労働力確保の観点であり、もう一つは長期経営安定資金供給の問題であるといふふうに思います。労働者確保にとりましては、その生活を保障する最低賃金制の確立と社会保障の完全実施であります。そして、これに見合う職場環境の改善と施設設備の近代化に要する金融措置として、少なくとも五年以上の長期低利貸し付け制度の実施と金融の潤沢化が必要なのであります。これらは、もちろん中小企業存立の環境整備拡充の一環であることは申すまでもございませぬ。特に金融面では、信用保証協会などを通ずる際の手続の簡素化、選別融資、歩積み・両建ての排除など、金融引き締めの段階では十分に考慮されなければならぬ問題でございします。

なお、この際、今回の対策として、輸出中小企業の内需向け指導に当たられる場合、既存の同種企業との過当競争や過剰生産問題も考えられますので、これらについての通産大臣の指導方針を承りたいと存するのであります。

この法律では、第一に、生産高の大半を中小企業が生産する輸出割合の大きい業種、二番目には、地域経済に大きく貢献をしている輸出比率の高い産地を特に対象としているのであります。このワケをもっと広げ、輸出割合が小さくとも、大きな影響を受ける単独の中小、零細企業にも道を開くことが必要であります。その際、手続上の簡素化が特に考慮されなければならないということをお願い添えたいのであります。

この法案の裏づけの融資として、二千二百億円を措置をいたしましたのでありますが、昨年度の第一次措置につきましては一千八百億円でありまして、特に組織関係でこれに一千三百億円を加えまして、合わせますと三千百億円になっているのであります。前回よりなお大きな影響と被害が予想される今回の措置が、実質的に前回の措置より少ないというふうなはずけないところでありまして、この点についてもお伺いをいたしたいところであります。(拍手)

最後に、第一次ショック対策のうち、中小企業振興事業団による転換融資事業について、四十七年度中、一件しか申し込みがなかった問題がございします。あまりに手続が煩瑣なためか、指導が悪いのか、それだけのまた被害がなかったのか、その点のところをお聞きしたいのであります。

私は、転換というものは経営が悪化してからでは手おくれなのであって、経営がある程度順調である段階において、的確な見通しのもとに断行するときに成功すると思ふのであります。そしてまた、このことは、統計上にも出ていふことを申し上げたいのであります。

共同転換という一定のワケにこだわらず、機械的な判断、指導におおいるとするならば、この効果はあがらないこともあわせて指摘しておきたいというふうに考えるのであります。

以上の諸点につきまして、通産大臣の見解及び通産省としての基本的方針を明らかにされたいと

昭和四十八年四月十三日 衆議院會議録第二十六号

国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨説明に對する上坂昇君の質疑

七〇〇

いうふうに思います。
以上で、本法案に關連する私の質問を終わります。
(拍手)

〔内閣総理大臣田中角榮君登壇〕
○内閣総理大臣(田中角榮君) 上坂昇君にお答えをいたします。

まず第一問目は、実質的な円切り上げに迫り込まれた原因は、政府の内政面における福祉重点への施策転換が進まなかったことにあるのではないかと趣旨でございますが、さきに閣議決定された経済社会基本計画でも明らかにされておりますように、最近の内外情勢の変化に対応して、従来の成長優先の経済構造から、国民福祉と国際協調を志向した経済構造へ転換をはかることが、基本的に重要であると考えておりますのであります。
政府としては、今後とも、社会資本の整備、社会保障の充実等の福祉政策を積極的に展開するとともに、公害対策の強化、週休二日制の普及等につとめてまいりたいと考えております。

第二点は、固定相場制復帰への時期いかにという趣旨の御発言でございますが、政府としては、今後の通貨情勢の推移と、為替市場の動向を見守り、円の相場適正な水準を見出した上で、適当な時期に固定相場制へ復帰することが望ましいと考えておりますのであります。

第三点は、この際、列島改造論による国土総合開発は取りやめはいかんと趣旨の御発言でございますが、先ほども述べましたように、輸出優先、生産第一から、社会資本の拡充、生活環境の整備、福祉社会の建設、国民福祉の増進へと前進をはかつてまいりたいと考えております。

自然と人間社会との調和した豊かな環境を、国土全域にわたってつくり上げていくための必須の政策として、列島改造による国土の総合開発は急を要するのでございますから、何とぞ御理解いただきたいと思ひます。(拍手)

〔国務大臣愛知揆一君登壇〕

○国務大臣(愛知揆一君) 御質問の第一は、去る

三月二十六、七両日、二十カ国蔵相會議が開催されましたが、そこにおける状況の概要を報告を求められたわけでございますが、わがほうといたしましては、安定的な為替秩序に基礎を置いた一つの世界経済秩序の確立が必要である、こういう理念の上に立ちまして、安定した、しかし調整可能な平価制度、調整過程における国内政策の重要性、準備資産の中でのSDRの役割の拡大、そして、最も重要なドルの交換性の回復、資本移動規制の重要性、インフレ抑制を含めた、各国の国際収支の節度の重要性を主張した次第でございます。

これらの主張は、おおむね、今回の會議の主要な論点をカバーしておりますし、しかも、多くの国の代表から共感をもちて迎えられたと信じます。コミュニケーションにも、これらの考え方が盛り込まれておりますし、會議の方向づけに相当寄与することができたものと思っております。

御質問の第二点は、将来もドルを基軸通貨として維持する考えかという点でございますが、将来の通貨制度においては、長期的には米ドルの役割を漸次縮小していく必要があると考えるのであります。当面の問題としては、米ドルの信認が回復される必要があることは申すまでもないところであると存じます。米國としても、ドルの信認回復は、米國のみならず、世界の通貨貿易体制全体の発展のために、欠くべからざる要素であることと認識をいたし、そのための努力を行なっているものと理解をいたします。

また、今回の會議におきましては、蓄積ドルの固定化、いわゆるコンソリデーション問題等を含め、一般的な交換性回復のための諸条件について、蔵相代理會議にさらに積極的に検討すること、を指示しております。わが國としても、今後かかる検討が推進される必要があると考えております。

第三は、円の立場あるいは円建て決済等の問題でございますが、今回の二十カ国會議あるいはさ

きの拡大十カ国會議等を通じて、戦後目ざましい発展を遂げた日本経済は、今日では、国際通貨制度上欠くことのできない一大支柱となつてあることを私は強く感じた次第でございます。従来のドル中心の通貨体制が変わりつつあることは、一つの歴史の流れであると存じます。

そこで、現在のような変動相場制のもとではともよりであります。新しい通貨制度ができれば、為替レートは、従来に比べてより弾力的になるものと思われまふ。

このような状況のもとで、わが國の業界の立場に立つてみれば、貿易その他の対外取引を安定的に保ちますためには、御指摘のように円建て取引の促進をはかることがきわめて望ましいことと存じます。したがって、こうした基本的な考え方を促進する方向で、漸次できるものからこれを進めていくことに努力を傾けたいと考えておる次第でございます。

一般的に今後の経済運営にあたりましては、円の変動相場制移行、一連の金融引き締め政策等の効果の浸透を慎重に見守りながら、また国際通貨情勢の推移を踏まえまして、財政金融政策の適切かつ機動的な運用を通じて経済の安定成長を確保し、特に当面の急務であります物価の安定をはかるために最善の努力を払ってまいりたいと思ひますが、わけても輸出関連中小企業対策につきましては、本法案を中心といたしまして、一そう強力な援助措置を展開してまいりたいと思ひます。

なお、米國の新通商法案は、議會に提案されたばかりでございます。また、その基本的性格は、大統領に対する授權法であるという性格を持つておるように見受けられますので、わが國の経済に及ぼす影響については、今後の事態の推移を見きわめる必要がありますが、わが國といたしましては、その運用によって、自由無差別という貿易原則が米國によって阻害されることのないよう期待をするところであります。わが國の対外経済関係の調整を今後とも強力に推進しながら、米國に

對して主張すべきことは強力に主張するという態度で、両國の経済関係の調和的な発展につとめてまいりたいと思ひます。(拍手)

〔国務大臣中曾根康弘君登壇〕
○国務大臣(中曾根康弘君) 中小企業に關しまして御懇篤な御質問をいただきました。感謝をいたします。

まず、金融の問題でございますが、今回の為替調整に關しましては、二回目でございますので、特に大蔵省とも相談をして、金融については力を入れていくところでございます。

総額を申し上げますと、国民金融公庫貸し付けでは、四十八年度で総額八千四百七十七億円、中小企業振興事業團の共同工場融資等につきましては、これは無利子、期間十六年でございまして、八十四億円のうちから出します。設備近代化資金につきましては、無利子、期間五年、四十八年度は二百七十五億円など、長期の貸し付けを用意しております。

なお、四十八年度におきましては、小企業経営改善資金といたしまして、無担保、無保証の融資を一件について百万円まで、これは期間二年以内、金利は年七％といたして実施しようと思っております。

なお、信用保証協会について御質問がございましたが、輸出関係の中小企業については、特別の弾力的措置を行なうように指示してあります。大体、前回は申し込みの九五％程度が達成されておりました。時間的には早いものは二日か三日、おそくとも一、二週間で融資が実現されております。今回もこれを促進したいと思ひます。それから、中小企業関係の事業転換の件でございますが、この点については、さらに高度化されたものや高級品の方向に中小企業の製品を向けていくということ、それから、どうしてもやむを得ないというものについては、事業転換を思い切つてこの際やるつもりでございます。それらに必要資金については用意をしております。通産省

といたしましたは、特にそういう重要なポイントについては緊急診断を目下実施しております。

前回の例で見ますと、転換の中には、韓国や台湾に進出したものもございまして、また、たとえば燕の食器のようなものは、道路の曲がりかどにある鏡に転換して成功したという例もございします。

なお、これらの問題のために、今度、法案でも御審議願いますが、無担保保険を実施しておるところでございます。

それから、中小企業の大企業との調整、環境整備の問題でございますが、この点につきましては、中小企業団法を活用いたしまして、事業調整を行なうつもりでございます。この法律によりまして、特殊契約事項がございまして、進出する大企業と中小企業組合との間に調整を行なうことができ、また、またない場合には進出大臣が調整することになっております。そして、それらの情勢によつては、一部の進出計画を変更せざるべしとか、停止せざるべしということも考へております。

もう一つの問題は、百貨店や大型スーパーが進出するという問題でございます。

この点については、今回、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律、いわゆる新百貨店法を提案いたしまして、これらの調整を行なう考へ方でありまして、今回は、スーパーを中に入れてきたという点に大きな特色がございします。

それから、下請の関係でございますが、三月初旬の調査によりますと、四千社を調べましたが、三月の調査では、まだ相当受注残が輸出について残っております。これはレートがまだ決定してないために、いまのところはまだそれほど大きな圧力がきていないように見受けられませんが、しかし、値引き交渉をやらされているものが大体二・七％、下げさせられたものが二・五％、受注量の減少したものが六・五％、これに対して単価を逆に上げたものが五％、それがふえたものは一・二％となり

まして、まだ輸出のほりが残っているように思ひます。しかし、これからさらにきびしくなってくると思ひますので、この点については特に注意いたしたいと思ひます。

それから、ドル対法の認定の問題がございします。前回は、千二百二十社を特別に認定いたしました。支援対象といたしてあります。今回も、事態は深刻であると思ひますので、地域並びに業種別にさらに思いやりのある措置を講じたいと思ひます。(拍手)

○議長(中村梅吉君) これにて質疑は終了いたしました。

国務大臣の演説(農業基本法に基づく昭和四十七年度年次報告及び昭和四十八年度農業施策について)

○議長(中村梅吉君) 農林大臣から、農業基本法に基づく昭和四十七年度年次報告及び昭和四十八年度農業施策について発言を求められております。これを許します。農林大臣櫻内義雄君。

〔国務大臣櫻内義雄君登壇〕
○国務大臣(櫻内義雄君) 昭和四十七年度農業の動向に関する年次報告及び昭和四十八年度について講じようとする農業施策につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、昭和四十七年度農業の動向に関する年次報告のうち、第一部農業の動向について申し上げます。

わが国の農業及び農村は、国内的には他産業との生産性及び所得格差の拡大、農業従事者の構成の老齢化に加え、最近においては土地、水等の国土資源の利用をめぐる農業と他産業との競合の激化や、都市化の進展等に伴う農村社会の著しい変貌など、各分野にわたってきわめて困難な問題に直面しているばかりでなく、対外的には、わが国経済の国際化に伴う農産物輸入の拡大の要請の高まりや、昨年来の世界的な穀物需給の逼迫に見られ

る世界市場の不安定性に対処して、国民食料の安定的供給の確保をはかつていかなければならないという重大な課題に当面いたしております。

まず、農業及び農村と国土資源利用との関係について見ますと、土地の投機的取引の増大、地価の高騰等は、農業経営の円滑な遂行と高効率農業の展開をはかる上で大きな障害となつております。農業及び農村の健全な発展をはかるためには、土地、水等の有限な国土資源について農業と他産業との間における計画的な利用調整をはかりつつ、その利用秩序の確立につとめることが今日の政策的課題となつております。

また、農業の他産業に対する比較生産性の格差は、前年度に引き続き拡大しておりますが、農家の生活水準は、農外所得の増大により勤労者世帯とほぼ均衡しております。

さらに、農業の構造について見ますと、最近における農業就業人口の加速的減少にもかかわらず、農家戸数の減少は緩慢でありまして、農業を従とする第二種兼業農家の割合は一・九増大しており、耕地規模の拡大による農業経営の規模拡大は、一般的にはほとんど進んでいないのであります。

このようなかで、いわゆる自立経営農家の割合は、近年低下傾向にありまして、その今後における存立、発展のための条件整備をはかることが重要であります。他方、専業的農家を中核とする集団的生産組織による作業規模の拡大と高効率生産単位の形成の動きに注目する必要があると見ます。

次に、農産物需給の動向を見ますと、食生活の高度化と多様化を反映して需要は引き続き拡大を続けているのに対して、農業生産は停滞的に推移しており、農産物の輸入は増加傾向にありまして、また、世界の農産物貿易をめぐる環境は、拡大E.C.の成立や日中国交回復等を背景として、今後著しい変化を来すことが予想され、さらに、最近における世界の農産物需給事情の不安定性に

対処しつつ、国民食料の安定的、効率的な供給を確保していくためには、国内生産が可能なものは、生産性を高めながら極力国内でまかなうことが一層重要となっております。

最後に、今日の農村社会は、都市化の進展等に伴い複雑な変貌の過程にありますが、全国的に見てなお大部分の農村は、依然として農家を中核とし、農村の風土を備えた地域社会でありまして、食料供給の役割はもろろん、国土や自然環境の保全、増養の役割など、多面にわたる社会的役割を果たしております。

以上のような農業及び農村の動向を踏まえつつ、その国民経済社会における役割を今後十分に果たしていくためには、土地、水等の国土資源について、農業と他産業との計画的な利用調整をはかりつつ、農業生産に必要な優良農用地の確保並びに地力維持を基本としたその合理的な利用をはかることと、自立経営の育成と並んで、専業的農家を中核とする集団的生産組織の育成等による高効率生産単位の形成を積極的に推進することが必要であります。

また、需要の動向に対応した国民食料の安定的、効率的な供給体制を確立するため、農業生産の再編成を推進することが必要であります。特に最近における世界の農産物市場の不安定性に対処して、国内農業の生産、供給力を維持、強化することが重要であります。

わが国の農業及び農村がこのような役割を十分発揮しつつ、今後とも農村の風土を維持した活力ある地域社会として存続、発展していくことは、わが国経済社会の健全な発展にとって不可欠であります。このような観点に立つて農村環境の総合的な整備を推進し、緑と豊かさに満ちた高福祉農村社会を建設することこそ、今日の最も重要な課題であります。

以上が第一部の概要であります。次に、第二部におきましては、四十七年度を中心として講じた施策を記述しております。

次に、昭和四十八年度において講じようとする農業施策について申し上げます。

ただいま御説明申し上げました農業及び農村の動向に対処し、かつ、その役割りにかんがみ、農業基本法の定めるところに従い、また諸情勢の推移を織り込みまして、農政の総合的展開をはかることとしております。

このため、昭和四十八年度におきましては、高産率農業の育成、農業生産の再編成、高福祉農村の建設、農産物価格の安定、農産物の流通加工の合理化及び消費者対策等の充実、農業金融の整備拡充など各般の施策を推進することとしたしております。

以上をもちまして、概要の説明を終わります。

(拍手)

国務大臣の演説(農業基本法に基づく昭和四十七年度年次報告及び昭和四十八年度農業施策について)に対する質疑

○議長(中村梅吉君) ただいまの発言に対して質疑の通告があります。順次これを許します。山崎平八郎君。

「山崎平八郎君登壇」

○山崎平八郎君 私は、ただいま御説明のありました昭和四十七年度農業の動向に関する年次報告及び昭和四十八年度において講じようとする農業施策につきまして、自由民主党を代表して、内閣総理大臣並びに農林大臣に対して質問をいたしたいと存じます。(拍手)

まず、農林大臣の御説明のとおり、四十七年度の農業白書においては、農業を取り巻く諸情勢はますますきびしく、わが国経済の持続的な高度成長の過程で生じた過密過疎、公害の深刻化、土地、水など有限な国土資源の利用をめぐる競合の激化、あるいは地価高騰など、さまざまなひずみが、農業及び農村の発展にとって大きな障害となっているという、重大な問題提起をいたしてお

ります。

次いで、農業の内蔵する苦悩は依然として激しく、すなわち、わが国農業は、非農業部門の急速な成長に対して著しい立ちおくれを示し、農業と他産業との生産性の格差が拡大していくばかりでなく、若年層を中心とした農業従事者の減少による高齢化、あるいは農業を従とする第二種兼業農家の著しい増加を見るに至っており、農業経営の安定的発展がきわめて困難になっております。このため、かたて加えて、昨今、国際通貨体制の動揺や農産物の国際需給の逼迫、農産物を含めて自由化の要請など、わが国農業をめぐる国際的環境も一段ときびしさを加えるに至っていることも、白書が指摘しているとおりであります。

このように農業にとってきわめて困難な、しかも激動する社会経済環境の中で、多くの農民は、将来に対する方向を見定めることができず、不安と動揺を示しておると申しても決して過言ではないと存じます。

そこで、農林大臣に第一の質問をいたします。私は、農業、農村の現代社会において果たすべき役割りの重要性にかんがみ、農業と他産業との均衡のとれた調和のある発展をはかるには、わが国経済社会の安定的発展こそ最も重要であると考へるものでありますが、今後の国際経済の動向及びわが国経済のあり方について、政府はどのように認識し、その中でわが国農業をどのように位置づけて、今後の農政を展開されようとしているのか。願えるならば、総理の御所信も承りたいと存じます。

次に、私は、これまで農業及び農村が、国民食糧の供給や自然環境の保全、培養など、多面にわたる社会経済的役割りを果たしてきたことを高く評価するものであります。そして、今日わが国経済は、国民福祉の充実を目ざした産業構造への転換をはからなければならぬという重大な局面を迎えておりますが、農業、農村にとりましても、国民社会のいしずえとしての役割りをあらためて見

直す必要があると考へるものであります。

しかるに、最近、無秩序な開発や企業の投機的な土地取引は、枚挙にいとまのない状況でありまして、このまま放置するならば、美しい緑の農村は、たちまちにして破壊を余儀なくされることは必定であります。(拍手)

そこで、総理大臣並びに農林大臣に第二の質問をいたしますが、これら乱開発や土地の投機的取引の抑制など、土地対策について抜本的な施策を講ずることが必要と考へるものであります。それぞれ見解を承りたいと存じます。

また、農業白書は、最近の農業不振については、農業生産の減退や農産物価格の停滞、農業就業人口の減少など、具体的な数字をあげて分析したしております。私はあえてこれらを軽視するものではないと考へますが、農業不振の根本問題は、高度成長が持続する限りにおいては農業が著しい立ちおくれを示し、かつては、国家社会を自分たちの手でささえてきたと自負していた農民が、今日では、もはや自信と誇りを失い、不安と動揺の渦中に巻き込まれ、営農意欲を喪失しているところにあると考へるものであります。

今後わが国経済社会の健全な発展をはかる上からも、また、将来長きにわたって健全な農村的風土を維持するためにも、営農意欲の高揚こそが農政の最も重要な課題であると考へるものであります。そこで第三の質問をいたしますが、農林大臣はどのようにお考えでしょうか。(拍手)

さらに、農業従事者の構成の老齢化、農家の兼業化が一そう進む中で、わが国農業の新しい手の問題は、今後の農政を推進していく上で最も重要な課題となっております。しかも、農業基本法は、農業構造政策の目標として、家族農業経営をできるだけ多く自立経営として育成することを規定いたしておりますが、白書は、四十六年度にはわずか四割に減少した事実を示し、将来の存立発展の諸条件について、あらためて確たる見通しを持つ必要があると指摘しております。

ここで、農林大臣に第四の質問をいたしますが、自立経営の育成の見通し及び育成のための条件整備の具体的な方策についてどのように考へておられますか。見解を伺いたいと存じます。

さらにまた、わが国経済の近年の動きを見ますと、四十五年秋以来の景気停滞の過程を経て、昨年、景気は全面的な回復上昇の過程を示したわけでありましたが、特に本年に入つて、国際通貨体制の動揺もあつて、円は目下フロート中でありまして、この間、消費者物価はかりでなく、卸売り物価の上昇という事態を招いています。

このような特殊な事情の中で、政府においては、最近、預金準備率の引き上げや公定歩合の引き上げ等の措置を相次いでとられたわけであり、これらは適切な措置と考へるものであります。大商社の保有する過剰流動性を背景にして、土地や株式、さらには木材、大豆、生糸、モチ米、羊毛等の投機的取得が行なわれ、これが卸売り物価や消費者物価の上昇に拍車をかけているのが現状でもあります。

特に農産物は、元来、わずかな豊凶の差が大きな価格の変動をもたらすという特質を有しているものであります。大豆、生糸、モチ米等、農産物の買い占めや売り惜しみが行なわれるのであれば、これら品目の急激な価格上昇を招くことは避けがたく、したがって、まじめに働く一般国民は、なかなか、土にまみれ、手塩にかけてこれらの生産に従事した農民にとっては、真にふんまんや方のない心理状態に追い込まれ、(拍手)先行き不安に明け暮れていることも無理からぬことと思われまが、ここに、時をかさずに、峻厳な政府の基本的対処方針が期待されますが、第五の質問として総理大臣にお伺いいたします。

なお次に、世界における農産物の需給は、四十七年上半期までは比較的安定的に推移してまいりましたが、同じく秋以降、穀物をはじめとする需給の逼迫により、国際市況は全面的な高騰に転じています。すなわち、国際価格の上昇の著しいも

のは、主穀、飼料穀物、豆類、畜産物及び繊維に
またがり、これらの品目のほとんどが、史上の最
高値または十一年ぶりの高値を記録して
いる実情にあります。しかも、農産物国際価格の
高騰ということは、直接的にも間接的にも大きな
影響を及ぼしているものでありまして、たとえば大
豆の高騰は直ちにとうもろこしの価格を急騰を招き、飼料
穀物価格の上昇は配合飼料の大幅な値上げに結び
つくのであります。

伝わるようにありますと、四十八年の世界農
産物需給は、アメリカにおける休耕の解除による
作付の増加や、アルゼンチン等における生産回復
が見込まれているとはいえ、なお樂觀を許さない
ものがあります。また、長期的に見た場合、世界
農産物需給は、人口の増加、所得水準の向上に伴
う飼料穀物需要の増大等に対応して、十分な供給
が可能であるかどうか問題であります。

このように不安定な世界の農産物需給事情のも
とで、国民が必要とする食糧を、将来にわたり安
定的かつ効率的に供給していくためには、国内の
生産体制を整備し、農産物の自給率の向上をはか
る必要があると存する次第であります。

農業白書によりますと、四十六年の総合自給率
は七四％とされていますが、小麦八％、大豆四％
という自給率はあまりにも低過ぎますし、鶏卵九
八％、肉類八三％、牛乳、乳製品八八％という自
給率の裏には、それを生産するに要した膨大な輸
入飼料穀物の存在を見のがすわけにはいかないの
であります。

ここで、自給率の向上について、緊急飼料対策
を含めて、第六問として農林大臣の所見を求め
るのであります。

さらに、これと関連し、従来進められてきた米
の生産調整をどのように進められるか、お伺いし
たいわけでございます。

さらにまた、農産物の国際需給の逼迫等とも関
連して、食糧や飼料の相当量の備蓄がぜひ必要で
あると断定するものでありますが、これらについ

てもあわせて所見を伺いたいと思ひます。
一方、世界情勢を見ますと、拡大E.C.の成立や
日中国交回復に伴う日中貿易の新たな展開が予想
されるなど、わが国は、世界農業との関連を急速
に深めつつありますが、わが国の主要な輸入農産
物の世界貿易に占める割合は、輸入農産物全体で
はおおよそ世界貿易額の二割を占めていて、こと
は、農業白書でも指摘しているところであります。

このように、海外依存度のきわめて高い農産物
供給構造を持つわが国においては、すでに述べま
したように、農産物国際市況の高騰の影響を大き
く受けることになるのであります。したがって、
世界各国の需給実態を的確かつ敏速に把握す
ることがますます必要であり、しかる後、長期的輸入
契約の締結や輸入先の多元化等適切な措置をとる
ことが、国民生活の安定をはかる上できわめて重
要であると存じますが、第七問として農林大臣、
海外からの安定した供給の確保をはかる具体的方
策はいかがでありますようか、お尋ねいたしま
す。(拍手)

最後に、農産物の自由化問題について総理大臣
にお尋ねいたします。

わが国においては、国内農業との調整をはかり
つつ、逐年輸入自由化が進められてきたところで
あり、昨年四月末には、農林水産物の残存輸入制
限品目は二十四品目に減少し、このうち農産物は
二十品目となっております。これらの農産物は、
牛肉、乳製品、果実等の基幹的な品目であるか、
または特定地域の農業と地域住民の生活をささ
えている畑作物であります。

世界各国の農林水産物の残存輸入制限品目は、
御案内のとおりわが国と大同小異であります。し
かしながら、アメリカにおいてさえも、実質的に
は十数品目に及んでおるものであります。このよう
に、世界の主要国が農産物の自由化をしないの
は、農業生産は自然条件に左右され、工業とは大
きく異なる面があること、国内の農業生産が一た

ん縮小した場合には、その回復に多大のコストと
長い期間を要すること、さらにまた、外国からの
輸入にあまりに依存し過ぎると、世界的な需給逼
迫時には国際貿易に投機的な性格が加わるおそれ
も出てきて、国民食糧の安定的供給が困難になるこ
となどの背景があるためであります。(拍手)

いよいよ、一億をこえる国民が、狭い国土の
中で、未だ将来の生存の基盤について真剣に洞
察しなければならぬとき、もしも日本の成長農
産物を安易に外交の具に供するならば、悔いを千
載に残すことになるものと存するのであります
が、農産物の自由化について総理大臣の所見を求
める次第であります。(拍手)

さらに、これは希望であります、昨日のエカ
フェ総会において、発展途上国に対する農業開発
援助について外相が強調されたことと、本日、田
中内閣が発足以来初めて開かれた物価対策閣僚協
議会の模様、とりわけ、オレンジの自由化がさ
さやかれている際、輸入自由化品目及び輸入割
当てワクの拡大についてお示しただければ幸い
であります。

以上の希望を添えまして、私の質問を終わら
す。(拍手)

〔内閣総理大臣田中角栄君登壇〕
○内閣総理大臣(田中角栄君) 山崎平八郎君にお
答えをいたします。

今後の経済成長のテンポ、産業構造の方向及び
農業の位置づけ等についてはまず申し上げますが、
政府は、従来の生産、輸出優先の経済運営を改
め、国民福祉の充実を今後の基本的目標とし、産
業構造も、重化学工業に傾斜したことから、知識
集約化を中心とするものに転換をさせてまいりま
す。また、この過程で、農業と他産業との生産性
上昇の格差も次第に縮小し、農業の健全な発展が
確保されるものと考えておるのであります。

なお、今後五年間の実質経済成長率は、経済社
会基本計画において述べておりますとおり、九％
を想定しておるわけでございます。

第二は、土地の乱開発に対する対策についてで
ございますが、乱開発による土地の無秩序な利用
は、国民の限られた資源である国土の適正かつ合
理的な保全に著しい支障をもたらす、農業、農村
の破壊を招くことにもなります。早急に国土全体
にわたって土地利用の秩序を確立し、その一環と
して農林地の適正な保全をはかる必要があるわけ
であります。

新国土総合開発法案におきましては、全国土に
わたり土地利用基本計画を作成し、土地売買等の
届け出制度及び特別規制地域における土地売買の
許可制度を設けることとしておるのであります。
また、特定総合開発地域の制度を設け、計画的な
開発を推進するための措置を講ずることとしたし
ておるのであります。

このような新国土総合開発法の運用とあわせ
て、農業、農村については、農業振興地域制度の
推進、農地制度の適正な運用、農村地域の総合整
備等を推進してまいりたいと考えておるのであり
ます。

第三は、いわゆる商品投機に対する政府の基本
的対処方針等について言及されましたので、お答
えをいたしたいと存じます。

一部農産品価格の高騰に対処して、政府として
は、輸入の増大、国内生産物の出荷促進、商品取
引所における規制措置の強化、商社等に対する要
請、警告等、各般の対策を講じてまいったことは
御承知のとおりでございます。一部商品において
は、すでに値下がり傾向を見せておるものもある
わけでございます。

なお、今後におきましても、投機的な動きに対
しましては、必要に応じ、あらゆる手法を活用し
て、商社等に対する指導等を強化するとともに、
今国会に提出をされておる生活関連物資の買占め
及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律案の
成立を待ちまして、その活用により、買い占め等
の弊害の除去をはかってまいりたいと考えます。
最後に、農産物の自由化に対する基本方針につ

昭和四十八年四月十三日 衆議院會議録第二十六号

いて申し上げます。

貿易の自由化につきましては、最近の内外の情勢にかんがみ、一般的にはこれを推進しなければならぬと考えておるのであります。

農産物の自由化につきましては、種々困難な面があることは十分承知をしております。生産者の理解を得ながら万全の体制を講じつつ、できるものから自由化を進めてまいりたい、こう考えます。(拍手)

〔国務大臣(櫻内義雄君)登壇〕

○国務大臣(櫻内義雄君) 国民経済における農業の位置づけ、また土地の乱開発につきましては、ただいま総理のお答えがございました。

農村の風土の維持についての御質問でございます。

農業と農村の健全な発展をはかりつつ、営農意欲の向上のためには、生産性の高い農業を確立し、農業従事者の所得と生活水準の向上をはかることも、農村地域の環境整備を進める必要があると思ひます。そのために、新土地改良計画に基づく基盤整備、農業団地の育成などの構造改善事業及び農産物価格安定対策を講ずるとともに、農村総合整備モデル事業や農業者年金制度を拡充して、農村的風土の維持につとめてまいりたいと思ひます。

自立経営農家の育成についてお尋ねがございました。

養豚、養鶏、施設園芸等は、自立経営農家が増大しつつあります。稲作畑作物等、耕地面積を必要とする部門は、自立経営のシェアが低下しておりますが、新土地改良計画により労働生産性の向上、農地保有合理化法人により自立経営農家の育成をはかることも、専業農家を中核として兼業農家を含んだ集団の生産組織の育成をはかっていきたいと思ひます。

自給率を高める点につきましては、食料の安定的な供給を確保するためには安易に外国に依存すべきでないことは言うまでもございません。昨年

農業基本法に基づく昭和四十七年度年次報告及び昭和四十八年度年次報告並びに昭和四十七年度農業政策についての演説に対する山崎平八郎君の質疑

七〇四

十月、五十七年を目標とする試案を作成いたしました。それに基づいて主要農産物の完全自給ないし八割以上の自給率を確保することとしたしておりますが、最近の国際情勢等を考慮いたしまして、去る二日に農政審議会に、新たな情勢に基づき検討をお願いしておるようなわけでございます。

生産調整につきましてお尋ねがございましたが、四十八年度の生産調整については、画一的なものとならぬよう配慮し、適地適作の考え方に立つて行なうよう指導しておりますが、四十九年度以降は、以上の考えのもとに、転作の促進と定着化を進めてまいりたいと思ひます。

備蓄政策についてのお尋ねでございますが、小麦、飼料穀物、大豆等の農産物については、その大部分を輸入に依存している実態にございますので、開発輸入、輸入先の多角化を進めることも、備蓄問題について、国際食糧需給の動向を見守って検討してまいりたいと思ひます。

なお、国際的な食糧需給事情について、情報をしっかりととれというお話でございました。在外公館よりの情報あるいは係官の海外派遣を行ない、輸入先の多元化と、安定した供給源を確保してまいりようと思ひます。(拍手)

○議長(中村梅吉君) 野坂浩賢君。

〔野坂浩賢君登壇〕

○野坂浩賢君 私は、日本社会党を代表いたしました。ただいま農林大臣から報告のありました四十七年度の農業白書に関連を、農政の基本問題について、田中総理並びに関係大臣に質問をいたします。

今日、世界的な食糧需給の逼迫により、わが国におきましても大豆、アズキ、飼料等相次いで大幅な値上がり、独占大企業による米、大豆、木材、生糸等農林産物の商品投機、価格の操作、また土地の買い占めなどにより、国民生活への打撃はかり知れないものがございます。(拍手)豊か

さの中、貧しさ、政治の矛盾を露呈しておるの今日の農業の実態であります。(拍手)

政府・自民党の農業政策は、現実に農民から土地を取り上げ、農畜産物の生産基盤を失わせ、さらに農民を農業から切り離し、農業人口を減少させ、日本農業を縮小し、農民に貧乏の希望を失わせてきたのであります。(拍手)独占資本の利潤を拡大するために、政府・自民党は口先では農業を守ると言いつながら、実際には農業を破壊してきたのであります。(拍手)

かかる農業政策は、単に農業者のみではなく、全国民の重大な関心事となり、政府が日本農業の現状をどのように分析をし、局面の打開をはかるか、いかなる具体的な施策を示すか、全国民が注目をしていたのであります。

今回公表されました白書は、日本農業の荒廃と衰退を認めたのであります。第一に、農村と農業をあらためて見直すことを強調し、第二に、化学肥料、農業機械あるいは農業使用による高効率一辺倒を反省をし、第三に、世界の食糧事情の逼迫から従来とってきた国際分業論を否定し、国内自給力を強めるとしておるのであります。日本農業再建のために、新しい基本農政への転換を指向したものと受け取つてよいから、総理に見解を聞きたいのであります。(拍手)

さらに、今日、全国の農民は一体何と言つておるか。農業を一体どうするんだ、どうなるんだ、何をすればいいんだ、これが農民の声、土の叫びであります。(拍手)農業基本法成立以来、ここ十数年政府がつてきました大企業本位の高度経済成長政策によつて、農民が、農業がいかに犠牲になつたことを、怒りと悲しみをもちて表現をしておるのであります。(拍手)総理は、これに對していかん反省をし、いかに対処しようとするのか、所信のほどを承りたいのであります。

特に、白書も触れておりますが、かねて国際分業論の第一人者であつたといわれております総理は、このような事態にかんがみて、従来の主張を

取りやめ、本気で国内自給力を高め、需給の安定をはかるための農業政策を進める決意があるかどうか、伺つておきたいのであります。

以下、各論についてお尋ねをいたします。

第一に、農畜産物の貿易自由化問題についてであります。

農畜産物の輸入量は年々増大をして、これに伴つて国内自給率は近年減少の一途をたどり、四十六年度は七四％にまで低下したことを白書は述べております。カリウム計算からすれば四〇％台に低下をしておることを、この際明らかにしておく次第であります。この結果、わが国の農畜産物の輸入額は世界の農畜産物の貿易額の一割を占めるに至り、輸入の伸び率もまた西欧各国に比べてきわめて高い水準にあります。特に、輸入飼料の原料価格の高騰は、わが国畜産業を壊滅的狀態にまで追い込み、大豆等の価格暴騰は、消費者の家計にも重大な影響を及ぼしておるのであります。

世界の農畜需給は樂觀を許さず、安易な国際分業論によるわが国の重化学工業中心の経済体制は、国民への食糧安定供給に重大なる支障を来すことが十分に予測されるのであります。

農産物の輸入自由化について、わが国の農林水産物にかかる残存品目は、お話をいたしましたとおり二十四品目にまでなつておる今日、フランス三十九品目、西ドイツ十九品目等に比較して、國際的に何ら非難されるものではなく、一時的な外貨調整のため自由化を促進することは、大企業の出促進を利するだけで、基盤の弱いわが国農業を崩壊に導くものにはなりません。(拍手)

すでに参議院農林水産委員会におきましては、自由化阻止が決議をされ、衆議院農林水産委員会におきましても、その胎動があることは皆さん御存じのとおりであります。この現状に立つて、新通商法によるアメリカ大統領の権限拡大に伴う外圧等を排除して、自由化阻止の方針を堅持することがいま最も重要であります。ただいまの答弁で、総理大臣は、一般的に推し進めるといふよう

なお話がありました。農林大臣の、農民の立場に立つて、確固たる所信のほどをこの際承ておきたいのであります。(拍手)

第二に、農畜産物の自給体制についてであります。政府は、農産物の需給の展望と生産目標について、昨年十月われわれに示したのであります。予算説明の中でも自画自賛したのであります。すでに五カ月たった今日、その甘さと誤りを余すところなく指摘されて、御答弁がありました。よろしく、農政審議会に再検討を持ち込まざるを得なくなったというのが今日の現状であります。まさにお粗末そのものであります。(拍手)ここで心機一転し、政府が本格的に農畜産物自給度の向上と取り組むならば、世界の食糧、飼料の需給見通しも分析、検討し、確固たる自給率を設定して、これを達成するための誘導政策としての財政措置及び価格政策を明示するための抜本的対策樹立が必要であると思ふのであります。その再検討の用意ありやなしや、大蔵、農林両大臣にお尋ねをしたいと思いますのであります。(拍手)

第三に、所得の格差と価格補償についてであります。近年、農業と他産業との所得及び生産性の格差は、いま話がありましたとおり拡大の一途をたどり、農業基本法の指向した命題は、まさにくずれ去らんとしております。すなわち、政府・自民党が農基法農政で期待した自立経営農家の育成は、逐年増大をどこか、逆に四十六年度の専業農家は一四・四%にまで減少し、農家所得に占める農業所得の割合は、わずかに二六・四%となったのであります。注目すべき点は、農家所得の伸びは専業農家は低く、この結果、基本法農政のにじみの御旗である自立経営農家は、昭和四十二年二・九%をピークとして、四十六年度はわずかに四・四%になったのであります。政府・自民党が呼号した百万自立経営農家は、先日、本会議場でありましたまぼろしの年金どころ

ではなくして、雲散霧消したと言えらるるのであります。(拍手)

農林大臣、あなたはこれを見て、この原因は一体何だ、どのようにお考えになつておられるのか、私は聞きたい。私は、原因の一つとして、米価の三年連続据置き、さらに農産物価格の抑制をされ、かつ不安定によるものと思ふのであります。四十六年度農産物上昇率は前年比一・七%にとどまり、労賃、生産資材の上昇率はもろろん、諸物価に比べはるかに下回つておるのであります。特に、米価、または、先日決定をされました豚肉価、加工原料乳保証価格等は全く農民の期待を裏切つたものであり、農政不信を助長し、農業破壊の道を強めたものであるという以外にないのであります。(拍手)

私は、この際、主要な農畜産物価格の決定は、すべて生産費所得補償方式に切りかえて、農民の生産意欲をかき立てなければ、所期の目的達成は困難と思ふのであります。農林大臣はいかにお考えか伺いたい。

第四に、生産性向上のための条件整備についてであります。農業の生産基盤である耕地の整備状況は、農業構造改善事業、土地改良事業等を行なつた集落は、四十五年四四・五%と述べておられますが、区画整理事業の完了集落の割合は、水田二一%、畑地七%にすぎないのであります。この整備の現状では、今後の農業の生産性の向上、高効率農業の展開の場としてはきわめて不十分であります。したがって、従来の、受益者の負担、借金の強制、このようなことをやめ、基盤整備事業は、山間地も中間地も平地も同一補助、同一単価の画一主義を排し、全額国庫負担等、思い切つた国庫助成の引き上げ、さらに予算のワクの拡大をはかることが刻下の急務と考へるのであります。農政当局である大蔵大臣及び農林大臣に聞きたいのであります。

第五に、農業労働力の質と出かせぎ、後継者問題についてであります。

近年、農業労働力は減少の速度を速め、四十六年度は前年対比九・六%減となり、農業労働力の質も低下をなし、高齢化、婦女子化が進行し、男子農業専従者がいない農家が全体の六二%を占めるに至つておるのであります。したがって、これと並行して出かせぎ者も増加をなし、白書は、その数三十四万人と述べておられますが、私の把握するところでは、百二十万人にも及んでいるのが現状と実態であります。出かせぎをしない農村を希求しながら、食うために、生きるために出かせぎをしなければならぬのが今日の農村、農民の実態なのであります。

農林大臣は、いかにして農業を振興させ、出かせぎ者を減少させるのか。また、労働大臣は、出かせぎ者が労基法、労災法、失業保険法等を無視されながら低賃金労働にあえいでいる実情をどのように把握し、労働条件の改善につとめていくのか。今後の方向についても、それぞれ見解を承りたいのであります。

ここで最も注目をしなければならぬのは、後継者の問題であります。

先ほども話がありました。後継者の基幹となる新規学校卒業者の農業就業は、四十七年三月末わずか二万二千人であり、十年ないし二十年後の世代交代期におきましては、農業生産を維持するに足る労働力がはたして確保し得るやいなや、はなはだ寒心したくない状況にありまふ。したがって、魅力ある農業、引き合ふ農業、生産意欲向上の情熱をかき立てる農業への転化がいま必要なのであります。後継者なき農業は抹殺されるのであります。

そのために、田中内閣のスローガン、単なるスローガンではなしに、真に決断と実行をもつて、農村の環境の整備、基盤の整備、価格の補償等を実施し、後継者の確保に力を集中すべきと思ふのであります。

であります。その具体策と確固たる見通しを農林大臣から聞きたいのであります。(拍手)

第六に、当面する問題である米の生産調整と食糧制度についてお尋ねをします。

本年度においても政府は米の生産調整を実施することとしているのであります。飼料対策としての古々米等の放出により、過剰在庫は本年度中に解消されるのであります。最近の穀物生産事情が不安定なことを考慮いたしますと、二百五十万トンの調整は再検討の要ありと思ふのであります。農林大臣は、過般の衆議院農林水産委員会、参議院予算委員会において弾力的な発言を行ない、調整考慮の答弁を行なつておるのであります。この際、調整再検討を行なう、このような考え方に立つかどうか、農林大臣の所信を承りたいのであります。(拍手)

さらに、食糧事情不安定の状況から、いま答弁がありました。再度、安定供給のため六カ月程度の備蓄制度の実施をする意思ありやなしや、承つておきたい。

次に、食糧制度についてであります。本件につきましても、自主流通米の増足、物価統制令の適用除外等、食糧制度の根幹がなしくずし的に取り払われており、米の横流し、商社等による買い占め、売り惜しみ、逆さやかせぎの悪徳商人等が横行し、国民の生活を脅かしておるのであります。生産者、消費者の不安、商品としての投機、不当利得防止のためにも、食糧制度を堅持し、全量買入れ、自主流通米の再検討、物統令の復活等、国民生活を守るためにもあらためて検討し直すべきと思ふのであります。いかによりお考えか、承りたいのであります。(拍手)

また、四十八年度米に対して……

○議長(中村梅吉君) 野坂君、申し合わせの時間が過ぎましたから、なるべく結論を急いでください。○野坂浩賢君(続) いまごろ生産者価格の決定を行なうのか。その際、今日の諸物価の実情、農業

昭和四十八年四月十三日 衆議院會議録第二十六号

農業基本法に基づく昭和四十七年度年次報告及び昭和四十八年度農業施策についての演説に対する野坂浩賢君の質疑

七〇六

所得の実態、農民生活の現状を見て、農林大臣自身生産者米価引き上げをする用意ありやなしや、その意思を承りたいのであります。

以上申し上げましたように、独占資本本位の農基法農政、この農政のために農村は破壊され、農民は混迷を、前途に希望を失わんとおるのであります。この際、農基法を再検討し、真に農民のための農政を、国民のための食糧供給安定のために、生産、構造、流通に対して抜本的な対策を樹立することを強く訴え、田中総理はじめ関係大臣の真摯な答弁を要求をして、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣田中角榮君登壇〕

○内閣総理大臣(田中角榮君) 野坂浩賢君にお答えをいたします。

第一は、農業と農村の新たな展開のための施策いかんという御発言に対してお答えをいたしますが、農業及び農村は、国民に食料を安定的に供給するだけではなく、国土と自然環境を保全し、健全な地域社会を維持する上で重要な役割を果たしており、農業と農村の健全な発展なくしては、わが国経済の調和ある発展はないものと考えておるのであります。このため、農産物需要の動向に即した農業生産基盤の計画的な整備や農業団地の形成等を通ずる生産性の高い農業の育成をはかるとともに、農村の生産と生活を一体として、農村環境の総合的な整備を進めてまいりたいと考えております。

第二は、農産物は極力国内で自給するという決意と、自給のための具体策についての御発言でございますが、国際分業論は、工業製品については妥当な面もあります。しかし、食料は国民生活の基盤をなすものでありますから、国内生産が可能なのは、生産性を高めながら、極力国内でまかなうべきであります。安易に外国に依存することは、国の政策としてはとるべきでないと考えておりますのであります。

このような観点に立つて、主要農産物である

米、野菜、果実、牛乳、乳製品、肉類、鶏卵等については、完全自給ないし八割以上の自給率を確保する等、農産物需給の動向に即して農業生産の確保をはかってまいりたいと考えています。このため、新たに土地改良長期計画を策定し、農業生産基盤の計画的な整備を進めるなど、生産、構造、価格、流通の各般の施策を進めてまいりたいと考えています。(拍手)

〔国務大臣愛知揆一君登壇〕

○国務大臣(愛知揆一君) 食料は国民生活の基礎をなすものでありますから、効率的に国内生産が可能なのは、生産性の向上と需要に即応した生産の選択的拡大をはかりながら、安定的に国内でまかなっていくことが望ましいことであると考えております。財政当局といたしましても、その基本方針にのっとりまして、予算の編成等に当たっております。

昭和四十八年度予算におきましては、まず、今後十一年間にわたる新土地改良長期計画を策定し、農業生産基盤の強化を進めるとともに、農業団地の育成などによりまして、生産性の高い農業を確立することといたしております。

また、特に、野菜、果実、畜産物等需要の増大する農産物を中心に、価格安定対策、流通対策等を強化することといたしまして、適正な自給率の確保をはかることといたしております。

また、乳価等農産物の政府の支持価格につきましても、それぞれの生産、需給の動向を勘案いたしまして、農林省と十分協力いたし、適正にその価格を決定しておる次第でございます。

これを四十八年度農林関係予算の一般会計予算総額に占める割合について見ていただきますならば、基調として一〇〇%をこえる自給率となっております。米を中心とする食糧管理費の増加率が鈍化しておる、このことを除きますならば、農林関係予算は、前年度に對しまして二七・六%の増加と相なっております。また、一般会計予算総額に占める割合も、前年度の六・八%から七%に増大

いたしておることに御理解を深くしていただきたいと存する次第でございます。

かくのごとく、国民生活の基礎をなす食料の自給その他につきましては、財政当局としても十分の配慮をいたしておりますことを御了承いただきたいと存じます。(拍手)

〔国務大臣櫻内義雄君登壇〕

○国務大臣(櫻内義雄君) まず、貿易の自由化についてのお尋ねにお答えをいたします。

現在残っている残存輸入制限品目は、いずれもわが国農業の重要な産品であつて、かつ対外競争力をつけるべく各般の施策を推進しているところであり、農林省としては自由化ができないことをしばしば表明しているところであります。

昨年公表した試案は、各方面の権威者の意見を徴して発表されたものであります。今般農政審議会において、お話しの新しい情勢に対応して検討をお願いしたところであります。結論が出るのにはある程度の期間が必要でありますから、その間は試案を中心に各般の施策を講じてまいりたいと思ひます。

農業所得の確保をはかるためには、価格政策が重要なことは言うまでもありませんが、同時に、生産基盤の整備、構造対策や流通機構の整備等、各般の施策を総合的に推進する必要があります。

生産費所得補償方式をすべての農産物に適用すれば、需要を上回る供給や物価上昇を引き起こすおそれがありますから、現行価格制度の適正な運用をはかってまいりたいと思ひます。

農業基盤の整備を充実することについては、十分御意見を承りました。今回、新土地改良長期計画をお願ひしておる次第でございますが、事業の規模や性格や、離島とか山村といった地域区分等に於いて所要の助成をはかってまいりたいと思ひ次第でございます。

出かせぎの問題につきましては、基本的には生産性の向上や経営規模の拡大等により、農業所得

の増大をはかるとともに、地元での就業機会をふやして農業所得の確保をはかることが肝要であります。このため、自立経営の育成をはかる一方、専門的農家を中核として、兼業農家をも含めた集団的生産組織の育成をはかり、また、農村地域への工業の導入を推進し、安定的な就業機会及び所得の確保をはかってまいりたいと思ひます。

次に、後継者の育成についてでございますが、近代的農業を担当し得る高度な専門的知識と企業的经营管理能力を備えた農業後継者の育成に努力することが必要でございます。そのために農業者大学校や各県の各種研修施設の整備充実、農村青少年の活動の推進、後継者育成資金の貸し付けワクのワクの拡充を講じてまいりたいと思ひます。

生産調整についてのお尋ねがございました。二百五十万トンの目標数量を変更することは考えておりません。しかし、画一的なものにならざるよう、適地適作の考え方に立つて行なうべきもので、国と都道府県が十分連絡をとって、きめのかまい指導を行ないたいと思ひます。

米の在庫につきましては、百万トンの古米を持ち越すことを基本的な考えとしておりますが、この問題については十分配慮してまいりたいと思ひます。

食糧制度の問題でいろいろお尋ねがございましたが、全量買い上げについては、予約数量制度でまいりたいと思ひます。自主流通米については、生産者側から見ると、また消費者側から見るとメリットがありますので、廃止する考えはございません。標準米制度により中心となる価格が一応立っているの、物統令の適用は考えません。

生産者米価につきましては、従来生産費及び所得補償方式をとってまいりましたが、今回はまだ全くの白紙でございます。いまこの段階でお答えするものを持っておりません。

わが国農業をめぐる内外の諸情勢はますますきびしいものとなっておりますが、農業基本法に定

められた農政の基本的目標及びそれを達成するための根幹的施策の方向は、現在の情勢におきましても同じねらいであつて、再検討する考えはございません。(拍手)

〔国務大臣加藤常太郎君登壇〕

○国務大臣(加藤常太郎君) お答えいたします。出かせぎ労働者の多くは建設業を中心に就労いたしております。建設業は、その業態からいたしまして労働災害、賃金の不払い、寄宿舎の問題、留守家族の問題等に關して大いに改善を要する問題が少なくありません。このため、労働省としては、職業安定所の利用促進によりまして、この種の問題を極力防止、改善するとともに、特に建設業に対しましては、最重点業種として監督指導に努めておるところであります。今後災害の防止、その他の労働条件の確保について、一そうの努力をしてまいります所存であります。

なお、御指摘のような労災保険や失業保険についても、これらの労働者の保護に欠けることのないように、十分の配慮をいたします。(拍手)

○議長(中村梅吉君) 津川武一君。

〔議長退席、副議長着席〕

〔津川武一君登壇〕

○津川武一君 日本共産党・革新共同を代表して、田中総理と関係大臣に、昭和四十七年度農業の動向に關する年次報告、いわゆる農業白書に對して質問いたします。

第一は、わが国農業の危機的現状と、それに対する政府の責任についてであります。

農業生産は三年間も連続して減退し、物価上昇にもかかわらず、農業総生産額も前年度を五・二%も下回りました。農業所得も減り、出かせぎ者はふえ、農業だけで生活できている自立経営農家はたったの四・四%になってしまいました。政府自身も白書の中で、「わが国農業と農政はいまだかつて経験したことのない困難な局面に立たされている。」と告白せざるを得なかったものであります。

す。

農業白書に示された日本農業のこの深刻な現状は、大資本本位の高度経済成長と対米従属のもとで、自由化と農産物輸入の拡大、米の大幅減反、開発の名による土地の買い占めと農地汚染などで、農民を犠牲にし続けた自民党農政がもたらしたものであります。(拍手)

しかるに、田中内閣は、同じ白書の中で、適切な土地利用をやるとか、大企業による農地の買い占めと荒廃を一そう強め、すでに農家が明らかになっている農業構造改善や農業生産の選択的拡大などの政策を、これからもまだ続けるというのであります。この壇上でも、失敗し続けたものを、田中総理や大蔵大臣や農林大臣はやると答弁しているものであります。

田中総理、日本農業のこの深刻な危機は自民党農政によるものですが、そのことを認めますかどううか。農家が明らかにしたにもかかわらず、なぜ従来の農業政策を引き続き強行しようとしているのですか。あなたは米作減反に苦しむ農民、夫を出かせぎで暮らしている妻や子の悲しみに何にも責任を感じないのですか、はつきり答えてください。(拍手)

第二は、主要食料農産物の自給率を高めて、国民に主食を安定的に供給するという課題です。

わが国の食料農産物の総合自給率は急速に低下し、特に小麦は八%、大豆は四%となつています。その反面、外国農産物の輸入は大幅に増加し、世界の農産物貿易の実に一割をわが国は輸入しております。このように、おもな農産物食料品を外国に依存することはきわめて危険であり、誤った経済政策といわなければなりません。

農産物の自給は、国の真の独立の上からもきわめて重要であります。(拍手) 国民の命のかてである食料の大きな部分を外国、特にアメリカに依存して、どうして真に自主独立の外交経済政策をとることができるといふのでしょうか。(拍手) このような状態のもとでは、外国の農業生産に少

しでも異変があれば、いま大問題になつてくるように、国内外の大商社が投機に乗り出し、国民が物価高、物資不足の苦しみにおちいることは、すでに木材、大豆、飼料などの例で明らかでございます。主要食料農産物の自給率向上は、物価と経済の安定にもどうしても必要なのであります。

このような立場に立つて、わが党は、早くから食料の備蓄と自給率の向上とを要求してきたのですが、自民党政府は、アメリカと日本の大資本のために農業を犠牲にし、自給率を低下させる政策をとり続けてきました。それは、新安保条約が締結され、大資本本位の高度経済成長が始まつた六〇年代を通じて、一貫して自給率が急速に低下したことも明らかでございます。(拍手)

わが党は、日本農業の自主的發展のために安保条約を廃棄すべきだと要求してきましたが、自民党政府は、安保で日本が繁栄したと言ひ張り、安保はあくまで堅持すると繰り返しました。しかし、安保条約と日本農業の發展、自給率向上との両立しないことは、過去十数年間の歴史が何よりも雄弁に物語っております。(拍手)

グレイプフルーツの自由化は、安保条約の第二條、日米経済協力をたてにこつたアメリカの圧力のもとに強行されたではありませんか。農産物の残存輸入制限品目も、アメリカの要求で減少させられたではありませんか。

総理、これでもあなたは、一方では安保条約を堅持しながら、他方では、日本農業の發展と自給率の向上が可能だと強弁するのでございませうか。しかも、ニクソンは先日、輸入課徴金など強力な輸入制限措置を含む権限を大統領に与える新通商法案を国会に上程し、これを武器に、日本に對する自由化要求をますます強めようとしています。

総理、あなたは、ニクソン大統領の新通商法案をこつと拒否する、オレンジなどの自由化要求に對して、日本農業を守る立場から、断固として反対でございますか、はつきり答えていただきます。(拍手)

第三には、国土、わけても農耕地を大資本本位の開発による破壊や土地投機から守り、環境を保全する課題です。

白書によれば、農耕地は毎年減り続け、残つている耕地も耕作を放棄したり、裏作をしなくなつたりしてあります。田中総理の日本列島改造論は、農地法を改廃してまでも、土地と水と農村の労働力を大企業に投入しようとしています。この改造論におおられてあらわれて、青森県むつ小川原巨大開発地域では、三井不動産などによって、農地法に違反してまで農地が買い占められ、九州の阿蘇、北海道の釧路などでは、せっかく開発した酪農用草地がレジャー基地としてつぶされるなど、全国至るところで土地の大規模な投機が横行しています。白書は、現行農地制度がこうした農地の投機的取引を抑制し、農業的土地利用を確保することに貢献していると述べております。総理、あなたの内閣が閣議決定した白書は、農耕地を守るのが農地法に基づく現行農地制度だと指摘しているのに、あなたは日本列島改造論で、この農地法を廃止するまで言い切つておられるのです。この矛盾をどう説明しますか。

土地投機を抑えるためには、日本列島改造論を撤回し、農地法を守ることが何よりも強く要求されております。この点について、あなたの明確な見解を明らかにしてください。(拍手)

第四には、国民に食料を安定的に供給するため、農民に生産と生活のできる価格を保障することです。

歴代自民党内閣は、大企業の生産物は価格をつり上げ、農産物の価格は不当に抑えてきました。その結果、製造業の一日当たり労働賃金に對する農業所得の一日当たりの割合は、五四%にまで落ちてしまいました。これでは日本農業が發展するはずはありません。

そこで、まず大企業の独占価格、わけても農機具機械、肥料、農業などの価格を引き下げること

昭和四十八年四月十三日 衆議院會議録第二十六号

農業基本法に基づく昭和四十七年度年次報告及び昭和四十八年度農業施策についての演説に対する津川武一君の質疑

七〇八

と、農民には生産費を償う価格を保障すること、そして、消費者には生活を圧迫しない価格で供給することが必要です。この点についても総理の所見を求めます。

われわれは、日本農業に対する保護政策を繰り返し主張してきましたが、政府と財界は、日本の農業の過保護になるといつて反対してきました。しかし事実は全く逆です。日本の農業が過保護どころか、冷遇されていることは、だれよりも農民自身が一番よく知っているだけでなく、白書の数字から明々白々であります。(拍手)

日本農業を守るためには、まず農産物の価格を保障しなければなりません。こうしてこそ、食料の供給を安定させ、国土の緑を保全し、過疎を解消することができるのです。総理の見解を聞かせてください。

農林大臣にもお尋ねします。

自民党政府の低米価政策により、北海道では四割の水田に稲が植えつけられなかったし、農民は稲作を粗放にして出かせぎに出ています。最近では米不足さえ伝えられております。四十八年度生産者米価は、この意味でも、生産費を償うに十分な分だけの値上げが、同時に消費者米価については、食糧法おりの価格で売り渡すのはもちろんでございますが、物統令を再適用して価格の安定をはかることも要求されております。この点に答えてください。

また、食糧制度については、農林省や財界筋から改悪や廃止が喧伝されておりますが、とんでもないことです。今日、米があのようにならないうちやな投機の対象になっているのは、政府がなしくずしに食糧を改悪したからであり、食糧堅持こそ、米の生産と円滑な消費を守る道なのです。農林大臣は、食糧堅持の先頭に立つべきだと思いますが、あなたの決意はいかがです、お答えください。

最後に、農業の後継者を確保育成することについてです。

総理、私のところに、青森県黒石市派立農業青年同志の会、浅利善蔵さんという青年から、こんなに長い手紙が届いています。この青年は、小農から身を起し、定時制高校を出、懸命に農業に励んでいます。手紙には、農業青年としての抱負と苦悩を書きつづり、その終わりに「農家の花嫁のことですが、日本じゅうの人から敬遠されている農家の後継者に花嫁を迎えるには、政治の力でなければ絶対に解決されません。どうか若い農村の青年に希望を与えてください。そして、さらわれている農村の花嫁に、毎月奨励金をくださることをお願いしてやまないのです。」これが手紙の結びです。

総理は、このような農村の実情を何と考えますか。そして、この青年に何と答えますか。まず、聞かしてください。

農業に後継者を確保し、農村の老年化に老後を保障するとなれば、あなたの大企業本位の、アメリカ従属の経済政策を根本的に転換しなければならぬのです。

わが党は、かねてから、自民党政府の農政転換を要求しつつ、一つ、アメリカをはじめとする外国農産物の輸入を抑え、保護政策をとり、農業を自主的、全面的に発展させる。

二つ、米麦をはじめ、おもな農産物に価格保障制度を確立し、農業を多面的に発展させる。農用資材などの独占価格の引き下げ、減税、機械の共同利用などで生産費を切り下げ、安い農産物を生産する。

三つ、勤労農民に必要な土地を保障するため、米軍と自衛隊の基地などの返還、国有、公有、大山林所有者の農用適地の開墾などを行なう。最新の機械、技術の成果の利用で中小農民の経営を改善する。

四つ、日本に適し、栽培技術の進んでいる農産物の輸出を助成する。

五つ、民主的な総合開発で生活条件、文化、教

育水準の向上をはかり、都市と農村の差を縮めるといふ民主的総合農政の実現を要求して戦ってきたのですが、田中総理、このように政策を転換しますか。それを尋ねて私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣田中角栄君登壇〕
○内閣総理大臣(田中角栄君) 津川武一君にお答えいたします。

農村は、申すまでもなく国民に食料を提供するところであり、民族のふるさとであり、心のふるさとであり、魂の安息所でもあります。この農村が荒廃に陥るような状態は日本のあしたがあるわけはありません。その意味において、農業基本法を中心としながら、長い展望に立ちながら、よりよい農村づくりを進めておくことは御理解をいただきたいと思います。

第二は、オレングなどの輸入自由化の要請にどう対処するかということでございますが、先ほど申し上げましたように、貿易の自由化につきましては、最近の内外の情勢にかんがみ、これを推進しなければならぬと考えております。農産物の自由化は種々困難な問題がありますが、生産者の理解も得ながら、万全の対策を講じつつ自由化を進めてまいりたい、こう考えておるのであります。

列島改造と農村との問題に対して言及がございましたから、この際、簡単に申し上げておきますが、日本は、明治、ちよと百年前には一次産業比率は九〇%ございました。それが、先ほどから御指摘がございまして一七%を割ったのであります。しかし、アメリカの一次産業比率は四%であります。拡大E.C十カ国の平均数字は六%であります。明治から大正、昭和へと百年の歴史を経ながら今日の国民総生産を拡大し、国民所得を拡大してきたことは、歴史が示すとおりであります。その中で、専業農家がアメリカ並みの四%になりつつあるというのを考えると、農村に

対して何をしなければならぬかということをはじめに考えなければならぬのであります。演説だけで農民はよくならぬのであります。(拍手)
それは米にとつてみて、国際価格の倍であります。三倍でも四倍でもいいということにはなりません。そのためには、国際競争力にたえ得るようなものとか、主食としてどうしても国内で確保しなければならぬものであったならば、国際価格の倍であらうが二倍半であらうが、ある程度の確保をしなければならぬのが政策の限界と考えなければならぬのであります。(拍手)ですから、社会主義体制の国の中で主食にも不足をしておる国の多いことは、如実にこれを物語っておるじゃありませんか。(拍手)でありますので、ただ現在のままに推移を許せば、一次産業比率の減少の部分は大会に集中をし、さなきだに混乱の都会の環境はなお混乱するのであります。公害も、土地も、物価問題もどんどん大きくなるのであります。農民であるといふかもしれませんが、私も百姓の子であります。(拍手)やがては百姓に返る身であります。皆さん、そういう意味で、列島改造を進めることによって国土の水や、しかも一次、二次、三次産業の労働調整を行なう、そういう状態をはからずして、どうして一体日本の一次産業が、生活向上があるのでありますか。(拍手)

いま兼業農家が多くなり、農業収入と兼業収入との比率が逆転しつつあるのは、これは事実じゃありませんか。それを否定して、いまの津川君のような発言だけでどうして一体農村がよくなると思ひになりますか。だから私は……(簡単にやれと呼ぶ者あり)簡単にやれません。こういうことは、もっとちゃんと申し上げなければなりません。ですから、列島改造を行なうことによって農工商三位一体の、全国均衡ある発展をはかる以外に、一次産業や二次産業の均衡をはかることはできないわけがあります。

そういう意味で、列島改造を非難し、批判をしておつて、ただ農村だけをよくしようといつて

も、それはできない相談であることを御理解いただき。 (拍手)

それから、農産物の価格保障対策に対して申し上げますと、現在米麦をはじめ畜産物、青果物、畑作物等、大部分の農産物を対象に価格政策を実施しております。今後は、野菜、果実、畜産物等の需要の拡大する部門を中心に価格政策をさらに拡充強化して、価格の安定につとめてまいりたい。 (拍手)

以上。(拍手)

○国務大臣(櫻内義雄君) 総理のお答えで尽きておりますが、二、三補足をいたします。

自立経営のシエアは、四十二年をピークとして下がっておりますが、事実であります。自立経営農家による生産は、わが国農産物の五分之一を占めており、養豚、養鶏、酪農、園芸等施設型農業において相当の規模拡大は進んでおるのであります。したがって、農業基本法に定められている農政の基本的目標及びその目標を達成するための根幹的施策の方向は、現在の情勢においても同じであります。 (拍手)

次に、米価でございます。三十五年産米価以降、生産費及び所得補償方式により米価を決定しておりますが、その間、米を取り巻く経済事情や需給事情等の変化を考慮に入れて、算定要素のとり方等について所要の修正を行なってきたものでございます。従来どおり、食糧管理法の規定に基づき、米価審議会の議を経て決定することに変わりはございませんが、先ほど申し上げたとおり、具体的な方針はまだまだありません。食糧制度の根幹についての御質問でございますが、米穀管理研究会で制度運営の改善につき検討を行なっているところであり、その結論を待つ必要はありますが、米穀の管理制度は、農家経済、国民消費生活等、国民経済の各分野に大きな関係を持つておるのでございますから、慎重に対処してまいりたいと思っております。 (拍手)

○副議長(秋田大助君) 内閣総理大臣から答弁の追加があります。内閣総理大臣田中角榮君。

〔内閣総理大臣田中角榮君登壇〕

○内閣総理大臣(田中角榮君) たいへん重要なところが落ちましたので、追加して申し上げます。それは、農業後継者の配偶者、俗にいう農村の花嫁不足に対しての面でございまして、私も豪雪作地帯の出身でございまして、これらの問題は深刻に承知をいたしておるわけでございます。この農村の花嫁に対して、別な給付金か何かを給付してはどうかという御提言もございしましたが、それよりも、やはり農村というものを魅力あるものに育てなければならぬわけでありまして、(拍手)魅力のないところに人が定着するわけはありません。その意味で、私の列島改造論もこの点に論及し、これを重要施策と掲げておるわけでございまして、そういうことでございまして、まず、農業というものがほんとうに魅力あるものになり、しかも、二次産業や三次産業との調和もとれて、そこで落ちついて家族の収入があげられるようになり、東京や大阪や大都会に出た人たちが均等に収入が得られるような状態が確保されなければならぬわけでございまして、その意味で、長期計画を策定し、推進を続けようとしておるわけでございまして、そして、その実があらば花嫁は確保されるわけでございまして、(拍手)

○副議長(秋田大助君) 瀬野栄次郎君。

〔瀬野栄次郎君登壇〕

○瀬野栄次郎君 私、公明党を代表して、ただいま報告のありました昭和四十七年度農業の動向に関する年次報告並びに昭和四十八年度において講じようとする農業施策、いわゆる農業白書について、田中総理並びに関係各大臣に対し質問を行なうものであります。 (拍手)

このたび提出されました第十二回目の農業白書は、政府みずから農基法農政の失敗をほぼ全面的に認めざるを得ないことを如実に物語っており

ます。さらに、今回の白書は、全体的に農業の現状と問題点を提起したにすぎず、その問題解決への具体的な方途は何ら述べられていないという、まさに反省白書そのものから一步も出ないものであるといわざるを得ません。

よって、私は、わが国農業が当面している幾つかの基本的問題を明らかにしつつ、政府の見解をただすものであります。

第一に指摘したい問題は、農業基本法の目的、これに対する政府の農業政策の行き詰まりについてであります。

昭和三十六年に制定を見た農基法は、言うまでもなく農業と他産業との生産性の格差を是正し、生活水準の均衡をはかり、そして、自立経営農家の育成をはかることを目標として、農民に未来の明るい夢を持たせるのがその目的であったわけでありまして、

しかしながら、白書が如実に物語っているところ、目的とした自立経営農家戸数のシエアも、昭和四十二年度の一二・九%をピークに、その後は年々減少し、四・四%にまで低下しております。さらにこれと並行して、農業粗生産額も三五%から二二%へと落ち込むとともに、兼業農家の進展が依然として著しく、ことに農業に従事する二種業農家は、総農家戸数の五八%を占めるに至り、稲作生産額並びに耕地面積のそれぞれ約四割のシエアになっております。

このような現状を見るに、農基法の示した方向がまさに空文化に終わっているといわざるを得ないのであります。また、高度成長政策の道を歩み始めて以来、日本の政府には完全に農業政策がなかったことを実証しておるのであります。いな、あるとするならば、それは高度成長政策への奉仕であったのであり、そのための農業政策であったと断ぜざるを得ないのであります。ここに農基法農政の挫折がまことに浮き彫りにされていることを、指摘せざるを得ないのであります。また、これらの現実をさらにこのまま看過して

いくならば、日本の農業者にはヘビのなま殺し同様の仕打ちとなるでございましょう。

このような現状に対し、総理はいかに反省されているのか。また、この際、真にわが国農業を確立し、農村の福祉向上を盛り込んだ方向で農基法自体を再検討すべきであると考えますが、総理並びに農林大臣の所信を承りたいのであります。

第二に、国際的な食糧危機の到来に対応し得る日本の総合的な食糧供給政策の方向について伺います。

今年の白書はこうした農産物需給事情の不安定性を強調するとともに、国内農業による安定的供給の維持を主張し、安易な国際分業論を批判しております。

このたびの世界的な農産物価格の高騰は、異常気象による一時的現象によるものか、構造的要因によるものかという議論がかわされておりますが、いまだに世界の食糧供給体制が、このような異常気象によってもたらされる凶作を克服でき得なかつたことは事実であり、今後の見通しにしても、FAOやローマクラブ等も指摘しておりますように、人口急増、地球自体の寒冷化、環境汚染、破壊等の要因によって、はなはだ暗いことを無視することはできません。

おそまきながら、いまこそ政府は、こうした最悪の事態を想定し、いついかなる事態が発生しても、国民の生存にとって最も基本的かつ不可欠な食糧供給が安定的に確保できる方策を講ずべきであると主張するものであります。 (拍手)

昨年秋農林省が発表した昭和五十七年度を目標にした「農産物需給の展望と生産目標の試案」は、単なる理想論であり、国会答弁用の安易なものにすぎないといわざるを得ません。

そこで、政府は、単にFAOやローマクラブ等の予測にたよるのみでなく、政府自身による独自の国際的な農産物の長期、短期にわたる需給の予測を各品目ごとに作成すべきではないか、また、それに沿って国内需給見通しを立てるべきではないか、

昭和四十八年四月十三日 衆議院会議録第二十六号 農業基本法に基づく昭和四十七年度年次報告及び昭和四十八年度農業施策についての演説に対する瀬野栄次郎君の質疑 七〇九

昭和四十八年四月十三日 衆議院會議録第二十六号 農業基本法に基づく昭和四十七年度年次報告及び昭和四十八年度農業施策についての演説に対する瀨野栄次郎君の質疑

七二〇

いかと考へるが、これについて総理並びに農林大臣の答弁を求めるものであります。

次に、農産物の自由化についてであります。この問題が、国際通貨不安とあらはらるる日米通商調整とからんで再び表面化しつつあります。

これは、一九七二年のアメリカの貿易収支の赤字六十四億ドルのうち、日本との貿易による赤字が四十一億ドルにのぼっている事実から、わが国を第一に意識しての通商攻勢といえる国際経済に關する大統領報告を、先ほどニクソン大統領が議會に送つておられますが、これに対し、政府は、通商面でも応分の負担を約束することで輸入制限措置の緩和をはかろうと考へており、農産物の自由化促進を、そのための肩がわりとしてやむを得ないとの考へがあるものであります。現在の二十四

残存品目の輸入自由化は、日本農業を壊滅に追い込むものであり、今後、安易な農産物輸入自由化と輸入ワクの拡大は断じて行なうべきでなく、特にオレンジ、果汁の輸入自由化並びにワク拡大については、果樹農家を根柢から崩壊させるもので、このことについては私も委員会において再三にわたり農林大臣に答弁を求めましたが、農林大臣は、そのつど、農相としては自由化はしないと説明しておられますが、農家の不安を取り除くために、田中総理自身の見解を承りたいのであります。(拍手)

次に、米の備蓄制度並びに生産調整、買入れ制限等の問題であります。昨年来の世界的な穀物不足は、アメリカの過剰農産物で何とか救われましたが、穀物、大豆などの大幅な値上がりという後遺症を残したのであります。

いま、各国とも食糧増産に力を入れておりますが、地球的規模の異常気象が取りざたされているだけに、まだ安心はできないのであります。

加えるに、このたびの食糧不足の背景には、人口増とともに、食糧消費の高度化という構造的要素が加わっている様相を強くしており、今後また候次第では、いつ世界的食糧不足に見舞われるか

もしれないのであります。

こうしたときに、二百五十万トンの生産調整を行なわんとする政府の態度は、まさに見過しのないものといわざるを得ないのであります。

先日米日した、FAO事務局長バーマ博士からも、日本政府に対し生産調整の中止の要請があったと報じられ、さらに国内においても、各県で生産調整が形骸化されていることが見のがせない事実となっております。このような現状に対し、農林大臣は、先ほど、画一的なものにならぬよう、きめのこまかい指導をしようと言われましたが、いかなる指導をされるのか、また、今後とも生産調整を続行される考へであるのか、見解を承りたいのであります。

さらに、先ほど述べました、今後起こり得るであろう世界的穀物不足に対し、自給率一〇〇％を保っている唯一の農産物である米に対しては、買入れ制限制度を撤廃し、備蓄制度をより一そう充実してまいらねばと主張するものであります。これについて、農林大臣の見解を明らかにしていただきたいと思つておられます。

次に、今年二月、大豆に端を発した価格暴騰の背後に、大手商社等の大量買い占め等、投機が大きく左右したことは、今回強制捜査を受けた丸紅等の例を見ても明らかであります。その後、生糸、モチ米、アズキ、さらに米にまで波及し、実にゆゆしき社会問題、政治問題となり、国民のひとしく批判するところとなつています。

このことは、農産物の国内自給を放棄し、もっぱら外国農産物に依存する政府の農政そのものが、このような農産物の投機現象をもたらしたと言つても過言ではありませぬ。

国内農業の自給度を安定させ、農業生産性を高め、外国農業に太刀打ちできるような農業の発展をはかることが、農産物の投機を防止するために急務であると思つておられるのか、総理はどのように考へておられるのか、所信を承りたいのであります。

さらに、今国会に大手商社の買占め及び売惜しみを規制する法案が提出されておりますが、農業者、消費者を守る立場から、食糧法を再評価し、米に対する物統令の適用の復活をはかるべきであり、さらに、自給率の向上が要請される飼料、小麦、大豆などに対する価格補償制度を拡充し、生産条件の改善をはかるべきだと考へますが、総理並びに農林大臣の見解を伺いたいのであります。

次に、農業白書は、今後のわが国の食糧供給体制に大きな支配権が確立されると懸念されるインテグレーションについて、ごく簡潔にしか触れていないが、これに対しては、専門家中でも論議がかわされていくところであり、近い将来には、こうした大商社を中心としたインテグレーションで生産された商品が市場の大半を占めるようになるであろうともいわれております。利潤追求を優先する生産、流通、販売の系列化が、すでに今日までも大きな問題を提起しつつありますが、何より懸念されることは、今日の商社の買い占め等のごとき、市場での占有率を高めた段階における価格操作であります。

政府は、このインテグレーションをどのようにに評価し、以後いかなる方向に誘導していくか。将来誤りを起こさないために、農林大臣に明確なる答弁を求めるものであります。

第三に、農業生産基盤整備の観点からの農地、農業用水の優先的確保と地力の維持保全についてお尋ねしたい。

政府は、日本列島改造計画に基づき、工業の地方分散を促進してまいりますが、その結果、農地、農業用水という制限された資源の利用をめぐる農業と工業が競合関係を深めることは言うまでもありません。加えて、最近の大企業による仮登記制度などを悪用した優良農地や山林原野の投機的な買い占めはますます、農地の分断と減少、農地価格の高騰をもたらし、農業経営規模拡大のブレーキともなつております。

さらに、このたび、列島改造関係法案の主柱と目される国土総合開発法案が、国会に提案されて

おりますが、これによると、土地利用計画の権限についても、総理に大きな権限が与えられるようもくろまれております。改造論に見られるように、都市、大企業優先の思想を持つ田中総理が、こうした強権を手中におさめられることを憂慮しているのは、国民の中に数多くあることを知るべきであります。

さらに、将来の食糧危機を想定するとき、日本の人口の過密性にもかかわらず、農地がきわめて狭小であることを考慮し、農地周辺の山林原野を含めて農用地域の設定をはかるなど、現在の乱開発からの転用規制をよりきびしくし、農業用水も含めて、農地の優先的な確保にもつとめるべきだと思つておりますが、総理並びに農林大臣の答弁を求めるのであります。

また、地力の維持保全についてであります。戦後の農業は、化学肥料と農薬の過度の投入をはかる一方、機械収獲の普及や、出かせぎ等に見られるような近年の労働力の流出が、堆肥肥料の投入量を急激に減少させたこと等によって、日本では過去千年にわたって、ほぼ変わりなく維持し続けられてきた土地本来の有機的生命力を少なからず低下せしめ、フーン現象、低温、病虫害に対する抵抗力も著しく弱める結果となつてはいるが、無機質化したところの土壌は、一部に食品公害の問題すら惹起させつつあることは、ゆゆしき問題であります。農業白書によれば、この重大なる問題に対する解決策については、ごく簡潔で抽象的にしか述べられていないが、はたして、この深刻な問題をいかにして解決されるのか、農林大臣の具体的な根本的な対策をお伺いしたいのであります。

最後に、出かせぎ農業者に対する救済策についてお伺いしたい。

これまで述べてきたとおり、永年にわたる自民党政府による高度経済成長政策が農業にもたらした矛盾には、さまざまなものがあるが、中でも典型的なものは、出かせぎ農業者間

題であります。すなわち、農畜産物への十分な価格保障も確立されず、米の減反政策や買入れ制限が施行され、安易な農畜産物の貿易自由化が実施される中で、政府の打ち出す構造改善政策に未来を託し、忠実に実行したにもかかわらず、経営規模拡大、機械化、土地改良、基盤整備等によって多額の負債を背負い、やむなく妻子と別れて出かせぎにまで出なければならなくなったたくさんの労働者がいるのであります。

現在、出かせぎ農業者は全国で二百二十万人いるとさえいわれていますが、出かせぎ自体、本来あるべき姿ではありません。ましてや、非人間的な悲惨な就労体制は、断じて早急に解消するべきであります。

政府は、みずからの責任において、現在やむなく就労している出かせぎ農業者に対する労働賃金の遅払いまたは不払い、有給休暇並びに労働災害補償等について、緊急特別措置の制度化をはかり、あたたかい救済の手を差し伸べるために、抜本的な救済措置を講ずべきであるが、農林、労働大臣の心ある答弁を求めるのであります。(拍手)

以上、当面の重要な緊急な農政問題についてお尋ねいたしました。日本の基幹産業である農業の実態が、一日も早く明るい白書となって報告されるよう、田中総理並びに閣僚各大臣に、農政の一大転換に対する所信の表明を要求して、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣田中角栄君登壇〕

○内閣総理大臣(田中角栄君) 瀬野栄次郎君にお答えいたします。

第一は、農業政策のもととされておる農業基本法を再検討せよということでございますが、基本法施行以来、わが国農業は、農業生産の選択的拡大と生産性の向上を実現しつつ、農業従事者の所得と生活水準の向上を果たしてまいりました。他面、農業と他産業との生産性の格差の拡大、兼業化の進展、自立経営農家のシニアの低下等の現象が見られることも事実であります。

しかし、農業基本法に定められている農政の基

本的目標、及びその目標を達成するための根幹的施策の方向は、現在の情勢においても同じねらいであると考えられるのであります。したがって、農業基本法を再検討する考えはございません。政府独自の世界の農産物の長期需給見通しを立てようということでございますが、これは必要でございませう。

今世紀末になれば、地球上でもって不足のものは何か、水と主食であろうと、いまから予言せられておるのであります。それだけではなく、この一、二年間に非常に食糧の不足が告げられておるわけでございます。しかも、食糧の非常に大きな消費国であるソ連においても、アメリカから、両年度において千八百万トンから二千万トンの小麦を買い付けておるといふような事情、それが日本やその他の国にまで大きな影響をもたらしておることは事実でございます。それだけではなく、もっと大きな消費国が非常に食糧に困っておるといふ事実は指摘するまでもないのでございまして、国際的に見た食糧の長期需給見通しを立てなければならぬということ、御指摘のとおりでございます。まして、検討を進めてまいりたいと思っております。

第三点は、輸入の自由化問題でございますが、自由化がアメリカとの関係だけで行なわれるというようなことをお考えになっておるわけではないこともよく承知しておりますが、この際、一言いたしておきたいことは、南北問題、いわゆる北側の持てる国と南の開発途上国との間を調整しなければならぬ人類の悲願、言うなれば世界の人類の平和を守るためにどうしても行なわなければならない南北問題の解決には、一次産品の無税化というところが大前提になっておることを、ひとつ知っていただきたいと思っております。ケネディラウンドの推進、今年度から新国際ラウンドの推進が行なわれるわけでございますが、主要工業国といわれるような日本は、食糧の自給度を上げなければならぬという要請と、同時に南北問題に大きく貢献をしなければならないのだという

事実の調整が必要であることを、十分御理解賜わりたいのでございます。

しかし、自由化に対しては、国内にも困難な問題がありますので、生産者の理解を得ながら万全の体制を講じた上で自由化を逐次進めてまいりたい、こう述べておるのであります。

それから、農産物の投機的買い占め等に対しての御発言がございましたが、御承知のとおり、出荷の促進、商品取引市場における規制措置の強化、商社に対する要請や警告等々の措置を行ない、値下がりも行なわれておるのでございます。が、今国会に提出をしております生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律、これはもうぜひ、いつときも早く通していただきたいのです。私がこういふところで、こうして国会で御審議をいただいております過程におきましても、この法律は、ほんとうに一日もいっときも早く必要である。(拍手)そうすれば、それだけ物価が下げられるのです。国民大衆の要請に応じられるのです。私は、そういう意味で、心からお願いをいたします。(拍手)

それから、あとは農林大臣からお答えをいたしますが、最後に、出かせぎの問題を申し上げます。これはお互いが、政党政派を越えて解決をしなければならぬ問題であります。この出かせぎの現状は、政党政派は別にしても、この事実を目をおおすることはできないのでございます。

それは普農規模を拡大するといつても、日本の地形、地勢上の制限から考えると、おのずから限界が存在するのであります。しかも、日本の半分は、特に米の主産地は、豪雪単作地帯であります。そうすれば、一年間にほんとうに純農業に従事できる月というものは、二カ月間しかないのではありません。昔のように、炭を焼くこともできません、飯をつくることもできません、むしろを織ることもできないんです。そうすればどこに行くかという、結局冬季は、農繁期以外のときは、公共事業に従事するか、公共事業のできない降雪期

には大都会に出かせぎを余儀なくせられるのであります。

だから、列島改造論においては、一次、二次産業の調整を行なうとしておるじゃありませんか。(拍手)農村地帯において列島改造論が高く評価されておるのは、そのゆえんであります。

(拍手)事実を目をおおってはいけません。皆さんも、事実を十分御検討いただきまして、列島改造論を推進していただければ、このような悲惨な出かせぎはなくなるのであります。(拍手)どうぞ御理解をいただきたい。(拍手)

〔国務大臣(櫻内義雄君)登壇〕

○国務大臣(櫻内義雄君) お答え申し上げます。農業基本法につきましては種々御批判をございしますが、しかし、成果のあがっております面もよくござらんをいただきたいと思いますのであります。

農業の労働生産性は年率六・三％の伸びで、約二倍に向上しております。農家所得は年率二・九％の伸びで、約三・八倍に増加しております。農家の生活水準は、勤労者世帯とほぼ匹敵する水準まで向上し、一人当たり家計費は、勤労者世帯の九七・九％であります。農業生産の選択的拡大については、野菜は一・五倍、果実は一・七倍、畜産は二・八倍に生産が増加をしておるわけでございます。したがって、基本法に定められている農政の基本的目標及びその目標を達成するための根幹的施策の方向は、現在の情勢において変える必要はないと思っております。

それから、飼料についての価格補償について触れられました。飼料穀物の国内生産については、現状では、内外の生産性格差がきわめて大きいこと、及び生産費と流通価格との差が著しいので、きわめて困難な事情にあると思っております。

小麦についての価格補償制度は、国内産小麦は、食糧法の規定に基づき、政府買入れ価格を通じてその価格支持をはかることとしており、本年産の麦価についても、同法の規定に基づき米価審議会の意見を聞いて、適正に決定してまいりました。

昭和四十八年四月十三日 衆議院会議録第二十六号 農業基本法に基づく昭和四十七年度年次報告及び昭和四十八年度農業施策についての演説に対する瀬野栄次郎君の質疑 七二一

昭和四十八年四月十三日 衆議院會議録第二十六号

農業基本法に基づく昭和四十七年度年次報告及び昭和四十八年度年次報告並びに昭和四十七年度農業施策及び昭和四十八年度農業施策についての演説に対する稲富稔人君の質疑

七二二

いと考えております。

また、米の問題についていろいろ御質問がございました。先ほどのお答えに重複いたしますが、二百五十万トンの生産調整は、これを変える考えはございません。

きめのこまかい指導とは何かということでございますが、この生産調整が画一的に当初行なわれてまいりましたので、でき得る限り適地適作の考えを入れましたので、その面での指導をいたしてまいりたいと思っております。

また、米の備蓄制度について御質問でございますが、先ほどもお答え申しましたように、百万トンの古米の持ち越しを基本的に考えております。これは、十一、十二と新米穀年度になりました。古米を長く消費者に提供していくわけにはいかないので、したがって、百万トン程度であります。これは、正月からは新米を配給できるということで、基本的にはその程度を考えておりますが、しかし、現下の食糧情勢からいたしまして、備蓄制度についてなお検討をさせていただきたいと思っております。

食糧法につきましては、先ほど来お答えを申し上げましたとおり、米穀管理研究会でいま検討してもらっておりますのでございますが、しかしながら、諸情勢を考えますときに、この際は慎重に対処してまいりたいと思っております。

インテグレーションに対する問題をお取り上げになりました。

最近、飼料会社等の畜産部門への進出が顕著でありまして、飼養農家に与りましては、インテグレーションは、生産物の販路や販売価格が比較的安定していること、資金援助、技術指導等が受けられることなどの利点がございまして、農業と企業との間には、経済的な関係に差があることから、両者の契約取引の公正が確保される必要があると考えており、今後の動きを十分見守ってまいりたいと思っております。

それから、土地、水、地力の確保についてのお尋ねでございます。農業振興地域制度、農地制度の運用等を通じて、地域の実情に応じて、農業において利用す

べき土地、水等の資源確保につとめるとともに、

地力の維持保全をはかるため、各地域ごとの土壤条件に適應した施肥改善、土壤改良、有機物の施用等の地力維持保全の諸対策を講じてまいりたいと思っております。(拍手)

(國務大臣加藤常太郎君登壇)

○國務大臣(加藤常太郎君) 出かせぎ労働者の保護については、労働省といたしましては、先ほどからいろいろ申し上げましたとおり、監督指導の強化、各種の援護措置等必要な行政措置をなお一層強化いたしまして、これが措置を講じたと思っております。

出かせぎ労働者に対するたゞいまの特別立法については、同一の職場でありながら他の労働者と区別する、こういうようなことはなかなか問題があらますので、法的保護措置を講ずるということとは、なお慎重に今後検討していきたいと存じております。(拍手)

○副議長(秋田大助君) 稲富稔人君。

〔稲富稔人君登壇〕

○稲富稔人君 私、民社党を代表いたしました。この際、昭和四十七年度農業の動向に関する年次報告並びに昭和四十八年度年次報告について、総理に若干の質問を行ないたいと思っております。(拍手)

私は、ここで、その白書の枝葉末節の内容について議論するつもりはございませんが、ただ、この機会に、わが国農業の基本的姿勢に対し、総理の率直な御答弁を求めたいと存ずる次第でございます。

私は、昭和四十三年、その年のいわゆる農業白書に対して質問したおり、農業基本法制定以来毎年提出されておる白書は、単に官僚的作文にすぎないものであつて、これによって、少なくとも農業にその運命をかけて農業経営に従事している農民を感奮興起せしめる何らの気魄もないと批判いたしましたのでありますが、本年度提出された白書を通読いたしましたもまた、それと同じく、何らの魅

力も持ち得ないものであるということをまたここで繰り返さなければならぬことを、実に遺憾に存する次第でございます。(拍手)

さらに、私があらためてここで指摘したいことは、この農業白書は、農業基本法第六条並びに第七条の規定により毎年国会に提出することを義務づけられておるものであり、また、かく義務づけられたゆえんのもので、この白書によりわが国農業の実態を国民の前に明らかにし、今後講じようとする施策について国会の論議を通じて国民の合意を得ることにより、農業を国民経済全体の中でいかに位置づけるかということであると思ふのであります。しかば、この農業白書作成の心がまえといたしましては、現在のわが国農業の現状とその問題点を忠実に反映させることも、国民の理解が得られるような、具体的かつ積極性に富んだ施策を提示するということであらねばならぬのであります。

特に、今日のように、高度経済成長の伴う産業構造の急速なる変化や、農産物の輸入自由化の圧力などにより、農業存立の基本的意義づけが問われ、農業の将来が全く不明確で、農業従事者が不安動揺している現在、また一方には、モチ米、大豆等々、農産物が投機の対象となり、農民のみならず国民全体が、農産物の需給見通しについて大いに注視している状況の中で発表される今回の農業白書は、特にきわめて重大な意義を有するものであつたのであります。

しかるに、今回発表されました農業白書は、この激動する経済全体の中で農業がいかに取り扱われ、また将来に向かつていかに位置づけられるかという根本的な問いには、何ら答えていないのであります。これでは、農民に日本農業の将来の指針を与えるのではなく、かえって農民をして混乱におとしめるのみであると言つても、決して過言ではないのであります。(拍手)

さらに、これと関連して、予算案と農業白書の関係について申し上げたいことは、そもそも、そ

の年の農業関係予算案は、農業の現状と調査と分析に基づいてその年政府が講じようとする政策を、財政的に具体化したものであらねばならぬのであります。すなわち、予算案は、農業白書に基づいて作成されるということであらなければならぬのであります。

しかば、この白書を国会に提出すべき時期は、少なくとも予算案が決定前にこれを提出すべきものであるにもかかわらず、毎年この白書を国会に提出された時期を見ますと、さすがに、農業基本法が制定された年の十二月二十六日には、その年、すなわち三十六年の十二月二十七日に提出されておりますが、その後は毎年おくれ、この数年間のごときは、本年を含めまして、国会に提出された日は年度末ぎりぎりの三月三十一日でありまして、このときは、すでに予算案は衆議院を通過いたしましたのであります。かくのごときは、まさに農業基本法の精神を軽視するもはなはだし、全く政府の怠慢であるといわざるを得ないのであります。(拍手) 何ゆゑに予算案決定以前にこれを国会に提出しなかつたのか。また、本来は当然予算案提出と同時に提出すべきものであるにもかかわらず、なぜおくれるのか。これに対して十分なる総理の御所見を承りたいと思ふのであります。

ここで総理に強く申し上げたいことは、このような歴代自民党政府の農業基本法の軽視と農政に対する怠慢の結果は、いまや日本農業をして重大なる危機に直面させているのでありまして、農民は日本農業の将来に対する多くの不安を感じておるものであつて、農業経営に対する希望も意欲さえも喪失しようとしておるのであります。かくのごとき実情になつた第一の理由は、従来政府がとってきた農政の誤りから生じたものでありまして、歴代政府の責任は実に大なるものがあるといわなければならぬのであります。

すなわち、その理由の具体的な問題は、自民党池田内閣は、去る昭和三十六年、農業従事者が他

の国民各層と均衡する健康で文化的な生活を営むことができるようにすることが、農業及び農業従事者の使命にこたえるゆえんのものであり、そのために農業の向かうべき新たな道を明らかにし、農業に関する政策の目標を示すためと称して、農業基本法を制定して、農民に大きな期待を与えたのであります。

しかるに、それ以来すでに十二年、その農業基本法はいまや全く空文化してしまい、農民をして失望に追い込んでいく現状であるのであります。しかるに、先刻総理は、農業基本法は非常に効果的であった、今後この農業基本法の趣旨を尊重して農政をやっていくのだ、かように言われております。よって、私は、ここにさらに具体的に農業基本法が空文化している事実を総理に申し上げたいと思います。

農業基本法は、その第一条において「農業従事者が所得を増大して他産業従事者と均衡する生活を営むことを期することができるところを旨とし、農業の発展と農業従事者の地位の向上を図る」と明記しながら、逆に、農業は発展するどころか、年々衰退の一途をたどり、農業従事者は、他産業従事者と所得の均衡はさておき、農業のみでは生活が不可能になり、やむなく妻子と別れて出かせぎに行かなければならないような実態となつておるのであります。いまや日本の農家経済は、農外所得が七〇％以上であるという全く悲惨な家計で、その農家の経済を維持しなければならぬという窮状に追い込まれていくのであります。

さらに、第二条には「需要が増加する農産物の生産の増進、需要が減少する農産物の生産の転換、外国産農産物と競争関係にある農産物の生産の合理化等農産物の選択的拡大を図る」と主張しながら、政府が今日まで推し進めてこられた無計画な増産たり農政のために、たとえば昨年においては、ミカンの生産過剰による価格の暴落等、また一方には外国農産物の輸入により常にわが国農業を脅かし、これまた農民をして不安とあせり

の中に追い込んでいくのであります。(拍手)

第三には、農民の希望を持てる農業経営をなすしめるため、自立経営農家を育成するため必要な施策を講ずると称しておりながら、逆に自立経営農家は、これまで減少の一途をたどっておりまして、いまやその自立経営農家の率は、先刻もここで申されましたように、四十二年度の二二・九％をピークといたしまして、四十六年度にはわずかに四・四％にまで減少しているものであります。かくのごとき、農業基本法が目標といたしましたがその三つの大きな柱はことごとくはことごとくなくなつてしまつて、期待された農業と現在の農業の実態とのこの大きなギャップをもたらししたのであります。その責任は、これまで政府が推し進めてきた政治姿勢の誤りにあるといつても決して過言ではないと思つております。(拍手)

すなわち、その原因は何であるか。これは、政府が、あまりにも工業優先の高度経済成長政策の過程の中で、国民経済における農業の位置づけをあいまいなものとし、あまりにも財界の主張を尊重して農業の世界分業論に偏向し過ぎた、そして農産物の輸入にのみ依存した結果であるといわざるを得ないのであります。その証拠には、農業基本法第十四条に「農産物の輸出を振興する」と明記してあるにもかかわらず、政府は、農産物の輸出に狂奔して、日本農業の存在すら忘れたごとく、安易な農産物の海外依存に終始しておるのであります。しかも、海外にこれを求めんとするならば、政府みずから海外の農産物の生産状況等を調査する機関ぐらゐは設置すべきにもかかわらず、安易な輸入にうつつを抜かしながらこれを怠っている間に、海外各地に調査機関を有する商社となつて、海外各地に先んじられ、農産物が投機の対象となり、今回のような木材、生糸、大豆、飼料等々、商社に買い占め、価格操作をされるがごときは、全く政府の怠慢、ふしだらさ、実に言語に絶するものがあるといわざるを得ないのであります。

よって、ここに、総理に強く要望いたします。

いまや世界の食糧事情は、すでにいよいよローマクラブ報告等で警告されておりますように、開途上国の爆発的人口増によって、世界の食糧は不足するという食糧危機の時代を迎えようとしております。これに對して各国とも食糧の自給対策をとりつつあるとき、わが国のみが前に申し述べましたように食糧の海外依存政策をとることは、これこそ百年の大計を誤る結果になると思つております。

よって、この際、すでに申し述べましたような空文化した農業基本法を抜本的に改正する必要があるのではないかと。私たちは、この際、かくすることによって日本農業の位置づけを確立すべきものであると、かように考えます。これに対する総理の決意のほどを承りたいと思つております。

最後に、田中総理に特に申し上げます。先刻からもお話がありましたごとく、総理、あなたも農家に生をうけた方だと聞いております。あなたも農家の生活が案でないことは十分御承知でございます。

あなたはかつて、その農家の苦しい生活から抜け出さんとして、青雲の志を立てて上京されたと聞いております。幸いにあなたは今日の大成をなされました。しかしながら、今日の農村の状況といふものは、かつてあなたがいられたときの農村の状況と一つも変わっておりません。やはり今日の苦しい不安の中に、黙々としながら望みのない農業に取り組んで何とかやっていこうと努力をしている農村青年が多数おるといふことをひとつ十分承知していただきたい。そうしてこの農村青年に一日も早く希望の持てるような日本農業を確立していただきたいということを特に私は希望いたします。私の質問を終わる次第でございます。

(拍手)

〔内閣総理大臣田中角榮君答へ〕
○内閣総理大臣(田中角榮君) 稲富さんにお答え

いたします。

白書の提出が非常におそくなった、はなはだ遺憾であるという御指摘でございます。これは、これからできるだけ早く提出をいたしますように努力をいたしますから、ひとつ御理解をいただきたいと思います。それは、漫然としておつてきよになつたわけではないのでございまして、社会経済環境の変動に對しては、農業及び農村も、きわめて激しい動きを示しております。このような動きを的確に把握して、将来の農政の指針として役立たしめるためには、可能な限り最近時点までの諸統計や情報を収集し、動向分析に万全を期する必要があるためでございます。このため、両々相まつよう努力をいたします。農業基本法を抜本的に改正せよといふことでございますが、これは、先ほど申し上げたとおり、確かに経済成長が著しかったために、農業と他産業との間の生産性の格差の拡大や、兼業化の問題等が起つております。しかも、自立経営農家のシェアが低下しておる現象もあらわれておるのでございまして、しかし、それかといつて、いまの農業基本法が必要でないといふことではないのでございまして、農業基本法は、農政の基本的目標、その目標を達成するための根幹的施策の方向は、現在の情勢においてもまだ同じだと考えておりますので、農業基本法をいま改正することは考へておらないといふことを述べておるわけでございますが、農村の実態、将来的な問題、国際的な情勢からどうしなければならぬといふ具体的な問題については、十分検討を進めてまいりたい、こゝろ考へるわけでございます。

それから、稲富さんは農業基本法がつくられるところからずっと御主張になられておる農業の専門家でもございまして、よくおわかりであらうと思つてございまして、農村といふのは、ただ農村を保護するといふ状態だけでは、農村の生活はよくならないわけでありまして、それは、世界の

昭和四十八年四月十三日 衆議院會議録第二十六号 農業基本法に基づく昭和四十七年度年次報告及び昭和四十八年度農業施策についての演説に対する稲富稔人君の質疑
朗読を省略した議長長の報告

国々の状態移り変わる歴史をひもとくまでもなく、一次産業を主体としておった人類が、二次産業へ、三次産業へとどんどん移ってきておるのでございます。それは、先進工業国のみならず、後進国、開発途上国も、先進工業国が歩いたと同じ道をいま歩み続けておるのであります。それは、年に一回とか二回しか生産ができない一次産業というものと、空気からものを取って生産をしようというような二次産業と、それを取り扱おうというような三次産業を比べてみて、その生産性に差のあることはやむを得ないのであります。しかし、二次産業や三次産業の収益の中から一次産業を保護しなければならぬというのは、生命を維持するために、一次産業は欠くことのできないものであるからであります。しかし、それにはおのずから限界がございます。

先ほども申し上げましたように、地球上の平和を維持するためには、現に九〇％も一〇〇％も一次産業で生きておる国もあるでありますから、その一次産業と、われわれ主要工業国の間で互いに協力することによって、それは自然の協力でなければなりません。自然の国際分業でなければなりません。そういう状態においてのみ平和が維持できるのでございますから、新ラウンドの推進が必要であることもまた事実でございます。その中において、日本の農業、日本の一次産業をどう位置づけ、日本全体の産業の中でどうしなければならぬかというのが理想でなければならぬわけ

であります。ですから、ただに農業だけをどこまでも、一〇〇％自給をするのだということで、国際価格の三倍になっても五倍になっても、そうしなければならぬのだという農政は存在しないのでございますから、おのずから限界の中における農政であることを、農民も、またわれわれも十分理解をし合わなければならぬわけでありまして。それは、農村に生まれ育って、こうして出てこなければならぬ私が、真に叫んでおるのでありますから、これはひとつ理解をしていただきたい。

(拍手)

しかも、農村の青年に希望を持たせなければならぬ、それはそのとおりであります。魅力のない農村に青年が居つくわけはありせんし、青年の居つかないところに嫁が来るわけはありせん。これはまじめなことなんです。そういう意味で、農政というものを二次産業や三次産業と同じ収益にあげるには、いまの二町歩や三町歩や五町歩や十町歩でやるわけはありせん。そうすれば、ほんとうに国際競争力に耐え得るような農村を考えれば、いまの一六％程度の一次産業比率は、十分の一近くなるであります。専業農家はわずかに四％なのであります。ですから、そういうことになれば、どうしても二次産業や三次産業へ、さなきだに混乱をしておる大都会に集中度をせざるを得ないのです。だから、いま公害や交通や住宅で困っておる大都会から、働く場所を提供し、一次産業と二次産業が労働調整が可能なきに

住宅も解決できるし、社会環境も整備されるし、人間生活も確保され、一次、二次、三次産業の調整ができるのだということを申し上げておきます。それが、農村青年に対して夢と希望を与えることであるということをすなおに申し上げておきます。(拍手)

○副議長(秋田大助君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(秋田大助君) 本日は、これにて散会いたします。

午後四時二十三分散会

出席国務大臣

出席政府委員

内閣総理大臣	田中 角榮君
大蔵大臣	愛知 揆一君
厚生大臣	齋藤 邦吉君
農林大臣	櫻内 義雄君
通商産業大臣	中曾根康弘君
労働大臣	加藤常太郎君
内閣法制局長官	吉國 一郎君
中小企業庁長官	莊 清君

○朗読を省略した議長長の報告
(要求書受領)

一、今十三日、内閣から、日本銀行政策委員会委員に武田清作君を任命したいので、日本銀行法第十三条ノ四第三項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、昨十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

大蔵委員

辞任

補欠

愛野興一郎君

地崎宇三郎君

文教委員

辞任

補欠

中山 正暉君

安田 貴六君

山口 鶴男君

島本 虎三君

島本 虎三君

山口 鶴男君

社会労働委員

辞任

補欠

島本 虎三君

中村 重光君

山本 政弘君

大原 亨君

大原 亨君

山本 政弘君

中村 重光君

島本 虎三君

農林水産委員

辞任

補欠

中川利三郎君

平田 藤吉君

平田 藤吉君

中川利三郎君

商工委員

辞任

補欠

瀧谷 直藏君

増岡 博之君

通信委員

辞任

補欠

平田 藤吉君

中川利三郎君

中川利三郎君

平田 藤吉君

建設委員

辞任

補欠

藤尾 正行君

瀧谷 直藏君

予算委員

辞任

補欠

大原 亨君

山本 政弘君

山本 政弘君

大原 亨君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、昨十二日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

石炭対策特別委員

辞任

補欠

愛野興一郎君

宮崎 茂一君

宮崎 茂一君

愛野興一郎君

公害対策並びに環境保全特別委員

辞任

補欠

阿部未喜男君

馬場 昇君

馬場 昇君

阿部未喜男君

(議案付託)

一、昨十二日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正

化に伴う宅地化促進臨時措置法案(内閣提出第一一八号)

地方行政委員会 付託

住宅基本法案(北側義一君外一名提出、衆法第二五号)

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案(内閣提出第七六号)

以上二件 建設委員会 付託

一、昨十二日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律案(内閣提出第一〇八号)(予)

商工委員会 付託

(議案送付)

一、昨十二日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

住宅基本法案(北側義一君外一名提出)

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案

(議院運営委員長提出)

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

一、昨十二日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案

(賛同書提出)

一、昨十二日、議員から提出した賛同主意書は次のとおりである。

家内労働者の労働条件改善に関する賛同主意書(神田大作君提出)

石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、石炭鉱業の現状にかんがみ、石炭対策の一層の推進を図るため、石炭鉱業合理化臨時措置法、石炭鉱業再建整備臨時措置法、石炭及び石油対策特別会計法及び石炭鉱業経理規制臨時措置法を改正しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

(一) 石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正

1 石炭鉱業合理化基本計画目標年度の変更
石炭鉱業合理化基本計画の目標年度を現行の昭和四十八年度から昭和五十一年度に改める。

2 管理委員会の設置

(1) 石炭鉱業合理化事業団(以下「事業団」という。)に管理委員会を置く。

(2) 事業団の収支予算、決算、事業計画、四半期ごとの貸付計画等については、管理委員会の議決を要するものとする。

(3) 管理委員会の組織その他同委員会に關し、所要の規定の整備を行なう。

3 事業団の業務の追加等

(1) 事業団の業務の追加

事業団の業務として、新たに次に掲げる業務を加える。

① 坑内骨格構造整備補充補助金の交付

② 石炭鉱業安定補給金の交付

③ 鉱山労働者の用に供する住宅その他の福利厚生施設に係る設備資金の貸付け(近代化資金の一部として追加)

④ 近代化機械の譲渡

⑤ 石炭鉱業の経営の改善に必要な資金の貸付け

(2) 石炭鉱山整理促進交付金の制度変更

石炭鉱山整理促進交付金の額及び事業団が石炭鉱山整理促進交付金のうちから廃止事業者に代わつて貸金等の支払の債務及び鉱害の賠償の債務の弁済を行なう金額を、政令で定めるところにより算定することに改める。

(3) 追加業務の内容に関する規定の追加

① 坑内骨格構造整備補充補助金の交付は、採掘権者に対し、坑道の掘さく又は拡大の工事に必要な経費について行なう。

② 石炭鉱業安定補給金の交付は、採掘権者又は租鉱権者に対し、掘採した石炭の数量に応じて行なう。

③ 鉱山労働者の用に供する住宅その他の福利厚生施設に係る設備資金の貸付けは、採掘権者に対し、その福利厚生

施設に係る石炭鉱山の石炭坑において掘採しようとする石炭の鉱量等が一定の基準に適合する場合に行なう。

④ 近代化機械の譲渡は、採掘権者に対し、事業団が貸付けを行なつた機械に限り行なう。

⑤ 石炭鉱業の経営の改善に必要な資金の貸付けは、採掘権者又は租鉱権者に対し、貸金、資材費その他の費用の支払に必要な資金について、その貸付けを行なうことが事業の経営を改善するために特に必要と認められる場合に行なう。

4 事業団の主要業務の期限の延長

事業団の主要業務（追加業務を含む）及び管理委員会に関する規定の廃止期限を、昭和五十一年度末とする。

5 その他

所要の規定の整備を行なう。

(二) 石炭鉱業再建整備臨時措置法の一部改正

1 再建整備計画の追加認定

昭和四十七年六月三十日以前から引き続き石炭鉱業を営んでいる会社（現に再建交付金について再建整備計画の認定を受けているものを除く）であつて、その掘採可能鉱量が一定の基準に該当するものは、本改正法の施行の日後三月をこえない範囲内において政令で定める日までに、再建整備計

画を作成し、通商産業大臣の認定を受けることができる。

2 現行再建交付金交付契約の期間短縮

現に再建交付金の交付を受けている会社が、再建交付金の交付対象となつて政府関係金融機関以外の金融機関からの借入金（昭和四十八年五月一日現在における借入残高につき、金融機関との間においてその借入契約の内容を変更して、その残余の償還期間を昭和四十八年五月一日から起算して五年六月に短縮したときは、政府は、変更後の契約の内容に従つて、当該会社と結んでいる再建交付金交付契約の期間を短縮することができる。

3 再建交付金制度の拡充

(1) 現に再建交付金の交付を受けている会社又は1により新たに再建整備計画の認定を受けた会社が、金融機関から昭和四十七年六月三十日以前において借り入れた長期借入金の昭和四十八年五月一日現在における借入残高につき、その借入契約の内容を変更して、その内容を次の要件に適合するものとしたときは、政府は、当該借入金の元本の償還及び利子の支払のための交付金を交付する旨の契約を当該会社と結ぶことができる。

① 変更後の償還期間が、昭和四十八年五月一日から起算して十五年（開発資

金にあつては、当初の借入契約における償還期間）となつていこと。

② 変更後の利率が、年三パーセント（無利子の借入金にあつては無利子）となつていこと。

③ 変更後の元本の償還及び利子の支払が、元利合計半年賦均等償還その他の一定の方法に従つて行なわれることになつていこと。

(2) 政府が、(1)の契約を結ぶ場合における借入金の元本の額の総額は、六百八十億円を限度とする。

4 その他

所要の規定の整備を行なう。

(三) 石炭及び石油対策特別会計法の一部改正

1 炭鉱整理促進費補助金等に係る借入金に関する規定の追加

昭和四十八年度においても、炭鉱整理促進費補助金及び炭鉱離職者就職促進手当の経費の額に不足する金額を限度として、石炭及び石油対策特別会計（以下「特別会計」という。）の石炭勘定の負担において借入金をすることができ。

2 借入金の償還期間の延長

昭和四十五年度に特別会計が借り入れた借入金の償還期間を現行の三年から四年に延長する。

3 その他

所要の規定の整備を行なう。

四 附則

1 施行期日

この法律は、公布の日から起算して四月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 石炭及び石油対策特別会計法の一部改正の規定は、昭和四十八年四月一日

(2) 石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正の規定中、坑内骨格構造整備拡充補助金、石炭鉱業安定補給金に関する規定及び附則の近代化資金等の償還期間の特例に関する規定並びに石炭鉱業再建整備臨時措置法の一部改正の規定（罰則に関する規定を除く）並びに石炭鉱業経理規制臨時措置法の一部改正の規定は公布の日から起算して一月をこえない範囲内において政令で定める日

2 石炭鉱業経理規制臨時措置法の一部改正交付制度の変更に伴い、法文中、石炭及び石油対策特別会計法の規定により補助金として交付される石炭鉱業安定補給金の交付を受けたことがある、となつていものを、石炭鉱業合理化事業団からの交付を受けたことがあることに改める。

二 議案の修正議決理由

本案は、石炭鉱業の現状にかんがみ、石炭対策の一層の推進を図るための措置として、おおむね有効適切なものと認めるが、石炭及び石油対策特別会計法の一部改正の規定の施行期日について修正を加える必要があると認め、別紙のとおり、修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し別紙のと通りの附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和四十八年度石炭及び石油対策特別会計予算において、炭鉱整理促進費補助金百二十四億四千七百四十四万八千円、坑内骨格構造整備拡充事業費補助金五十五億六千三百万円、石炭鉱業合理化事業団出資金八十億円、石炭鉱業再建交付金九十二億六千万円、石炭鉱業安定補給交付金九十二億一千三百九十万円、国債整理基金特別会計へ繰入九十二億二千七百七十九万九千円、合計五百三十六億五千二百四十七万七千円が計上されている。

昭和四十八年四月十二日

石炭対策特別委員長 田代 文久
衆議院議長 中村 梅吉殿

〔別紙〕

附 則

(小字及び一は修正)

(施行期日)

昭和四十八年四月十三日 衆議院会議録第二十六号 議案に関する報告書

1 この法律は、公布の日から起算して四月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定 公布の日 昭和四十八年四月一日

二 第一条の規定中石炭鉱業合理化臨時措置法第二十五条第一項第七号の次に二号を加える改正規定、同法第二十六条第二項第八号の次に二号を加える改正規定、同法第二十七条第二項及び第三項の改正規定中「係る」の下に「坑内骨格構造整備拡充補助金及び石炭鉱業安定補給金の交付計画、」を加える部分及び「前項の」の下に「交付計画、」を加える部分、同法第三十六条の二の次に二条を加える改正規定、同法第五十三条の二第三号の改正規定中「第三十五条の十一第一項」の下に「第三十六條の二の二、第三十六條の二の三」を加える部分並びに同法附則第二条の二の次に一条を加える改正規定、第二条の規定(石炭鉱業再建整備臨時措置法第十八条の改正規定を除く)並びに次項、附則第六項及び附則第七項の規定 公布の日から起算して一月をこえない範囲内において政令で定める日

〔別紙〕

石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、エネルギー資源の世界的不足が予想されている現状にかんがみ、改めて国内石炭の見直

しを行なうよう早急に検討するとともに、本法施行にあたり、次の諸点について実効を期するよう特段の配慮を払うべきである。

一 昭和五十年年度二、〇〇〇万トン以上の出炭規模を維持し、そのため産炭地火力発電所の建設等需要の確保に努めること。

二 経営改善資金貸付制度を有効に活用するため、資金の使途、貸付条件等を弾力的に運用するとともに、安定補給金の単価の引上げ並びに価格差配分を速やかに実施すること。

三 管理委員会は、その設置の趣旨にかんがみ、個々の炭鉱に対し適切な指導・助言を行なうよう運営すること。

四 保安の確保に努めるとともに、他産業とのバランスを考慮し適正な労働条件並びに労働環境の改善を図ること。

五 離職金、貸金等の労務債の支払いについては、下請労働者に対しても本従業員に準じた取扱いをすること。

六 石炭のガス化、脱硫等石炭技術の研究開発を促進するため、研究機関の拡充を図るとともに、必要な財政措置を講ずること。

七 閉山地域における中小商工業者に対する助成措置を強化するとともに、鉱害復旧の促進、産炭地域の振興等の諸対策を強力に推進すること。

右決議する。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
議案の要旨及び目的

戦傷病者、戦没者遺族、未帰還者留守家族等の戦争犠牲者に対しては、年金の支給等各般にわたる援護の措置が講ぜられているが、本案は、さらに支給金額の引上げ、支給範囲の拡大、新たな特別給付金の支給等を行なうことにより援護措置の一層の改善を図ろうとするもので、その要旨は、次のとおりである。

(一) 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正に関する事項

1 障害年金、遺族年金等の額を、恩給法に準じてそれぞれ二三・四割引き上げるほか、扶養親族加給等の額を引き上げること。

2 被徴用者等を除く準軍属に係る障害年金及び遺族給付金等の額を軍人軍属と同額に引き上げること。

3 日華事変中の本邦等における勤務関連傷病により障害者となつた軍属、準軍属等又はこれにより死亡した者の遺族に、公務傷病に係る障害年金、遺族年金等の額の十分の七・五相当額の障害年金、遺族年金等を支給すること。

4 他に公務扶助料を受ける権利を有する者がある場合の軍人の配偶者等に係る遺族年金の額を、配偶者に係る扶養親族加給等の

増額に準じて増額すること。

5 軍人恩給復活の際に六十歳未満であつた軍人の父母等であつて、その後恩給法の扶養加給の対象となつたことのない者に係る遺族年金の額を、後順位者に係る遺族年金の額の増額に準じて増額すること。

(二) 未帰還者留守家族等援護法の一部改正に関する事項

留守家族手当の月額を、遺族年金の増額に準じて引上げ、二万四千六百七十円等とすること。

(三) 戦傷病者特別援護法の一部改正に関する事項

1 日華事変中の本邦等における勤務関連傷病により障害者となつた軍属、準軍属等新たに療養の給付等を行なうこと。

2 長期入院患者に支給する療養手当の月額を六千三百円に引き上げること。

(四) 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正に関する事項

1 特別給付金制度の継続

国債の最終償還を終えた戦没者の妻及び父母等に対し、妻については六十万円（十年償還・無利子国債）、父母等については三十万円（五年償還・無利子国債）の特別給付金をあらためて支給すること。

2 対象範囲の拡大

(1) 昭和四十七年の関係法令の改正により

遺族年金、障害年金等の受給権を有するに至つた戦没者の妻及び父母等並びに戦傷病者等の妻に新たに特別給付金を支給すること。

(2) 昭和三十八年四月一日以後に死亡した者の妻として遺族年金等の受給権を有するに至つた戦没者等の妻及び昭和四十二年四月一日以後に死亡した者の父母等として遺族年金等の受給権を有するに至つた戦没者の父母等に新たに特別給付金を支給すること。

(四) 施行期日

この法律は、昭和四十八年十月一日から施行すること。ただし、戦傷病者特別援護法による療養手当の額の引上げ、戦没者の妻及び父母等に対する特別給付金制度の継続は、昭和四十八年四月一日から施行すること。

二 議案の修正議決理由

障害年金、遺族年金等の額を引き上げ、日華事変中の本邦等における勤務関連傷病により障害者となつた準軍属等に障害年金を支給し、戦没者の妻及び父母等にあらためて特別給付金を支給する等戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図ることは、時宜に適するものと認めるが、なお、戦傷病者特別援護法による療養手当の改正規定、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の改正規定及び戦没者の父母等に対する

特別給付金支給法の改正規定の施行期日につき、修正を加えることを適当と認め、本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和四十八年度一般会計予算（厚生省所管）に二十五億四百二十二万五千円が計上されている。

なお、国債の償還分は昭和四十八年度以降において、国債整理基金特別会計（大蔵省所管）に特別給付金として総額二千五百十九億二千五百三十五万円が計上される見込みである。

右報告する。

昭和四十八年四月十二日

社会労働委員長 田川 誠一

衆議院議長 中村 梅吉殿

〔別紙〕

（小字及び一は修正）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十八年十月一日から施行する。ただし、第四条中戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第三条、第四条第一項及び附則第二項の改正規定、第五条中戦傷病者特別援護法第十八条第二項の改正規定、第七条中戦没者の父母等に対する特別給付金支給法第三

条、第五条第一項及び附則第二項の改正規定並びに附則第三條及び附則第四條の〇の規定は、同年四月一日から施行する。

公布の日

2 この法律による改正後の戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第三条、第四条第一項及び附則第二項の規定、この法律による改正後の戦傷病者特別援護法第十八条第二項の規定、この法律による改正後の戦没者の父母等に対する特別給付金支給法第三条、第五条第一項及び附則第二項の規定並びに附則第三條及び附則第五條の規定は、昭和四十八年四月一日から適用する。

（戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 昭和三十八年十月一日に戦没者等の妻に対する特別給付金支給法による特別給付金を受ける権利を取得した者に関し、この法律による改正後の同法第三条第二項の規定を適用する場合においては、同項中「十年」とあるのは、「九年六月」とする。

（戦傷病者特別援護法の一部改正に伴う経過措置）

第四条 この法律による改正前の戦傷病者特別援護法第十八条第二項の規定に基づき昭和四十八年四月以降の分として支払われた療養手当は、この法律による改正後の戦傷病者特別援護法第十八条第二項の規定による療養手当の内払とみなす。

（戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正に伴う経過措置）

第四条 昭和四十二年四月一日に戦没者の父母等に対する特別給付金支給法による特別給付金を受ける権利を取得した者に関し、この法律による改正後の同法第三条第五項の規定を適用する場合においては、同項中「五年」とあるのは、

「六年」とする。

2 昭和四十二年十月一日に戦没者の父母等に対する特別給付金支給法による特別給付金を受ける権利を取得した者に関し、この法律による改正後の同法第三条第五項の規定を適用する場合においては、同項中「五年」とあるのは、「五年六月」とする。

3 前二項に規定する者に交付する戦没者の父母等に対する特別給付金支給法第三条第五項の特別給付金に係る同法第五条第二項に規定する国債の発行の日は、この法律による改正後の同法附則第二項の規定にかかわらず、昭和四十八年五月一日とする。

〔別紙〕

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項につき、格段の努力を払うべきである。

一 国民の生活水準の著しい向上にみあつて援護の水準をさらに引き上げ、公平な援護措置が行なわれるよう努力すること。なお、戦没者遺族等の高齢化の現状にかんがみ、一段の優遇措置を講ずること。

一 戦傷病者に対する障害年金等の処遇については、さらにその改善に努めること。

一 戦後二十数年経過した今日なお残されている未処遇者について、早急に具体的な解決策を講ずること。

一 生存未帰還者の調査については、さらに関係方面との連絡を密にし、調査及び救出に万全を期すること。

一 遺骨の収集については、さらに積極的にこれを推進すること。

一 旧防空法に基づき、命令を受けて防空に従事した警防団員及び医療従事者を、昭和四十九年度に必ず準軍属として措置することとし、あわせて所要の予算措置を講ずること。

一 特別支出金の支給をうけた旧長崎医大の学生等の遺族の処遇改善についても、実体を調査し、たうえ善処すること。

昭和四十八年四月十三日 衆議院會議録第二十六号

七二〇

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部五十円
(配達料込)
発行所
東京都港区赤坂葵町二番地 郵便番号一〇七
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二一(大代)